

江南市ごみ処理基本計画  
(改訂版)

<案>

平成 27 年 月  
江 南 市

## 内容

I 計画策定の基本的事項	1
1. 計画策定の目的及び位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 計画の期間	2
4. 計画人口	3
4.1 将来人口の推移予測	3
4.2 計画人口の設定	3
II ごみ処理の現状と課題	4
1. 江南市の位置と地勢	4
1.1 位置	4
1.2 地勢と概況	4
2. ごみ処理の現状	5
2.1 ごみ処理の流れ	5
2.2 ごみ収集の状況	6
2.3 ごみ排出量の推移	7
2.4 中間処理及び最終処分	9
(1) 中間処理施設の概要	9
(2) 中間処理量の推移	9
(3) 最終処分場の概要	10
2.5 可燃ごみの成分分析結果	11
2.6 資源ごみ収集の現状	12
2.7 集団回収の現状	12
2.8 減量目標値の達成状況	13
3. 将来のごみ量の予測	14
3.1 将来推計方法	14
3.2 将来推計結果	15
(1) ごみ量の推計	15
(2) ごみ量推計結果のまとめ	16
4. 家庭系ごみ・事業系ごみアンケート調査の結果	17
4.1 調査の概要	17
4.2 家庭系ごみアンケート調査結果	17
■ ごみ減量・リサイクルに対する関心や取り組みについて	17
■ 暮らしの中での取り組みの実行状況について	18
■ 資源物の処分方法について	18
■ 収集回数・排出方法変更への希望について	19
■ 生ごみの減量に対する意識・取り組みについて	20
■ ごみ行政が優先的に行うべき取り組みについて	21
■ 情報伝達の手法について	21

4.3 事業系ごみアンケート調査結果 .....	22
■ 事業所のごみへの関心について .....	22
■ 事業所から発生する一般廃棄物の種類及び量について .....	23
■ 事業所から発生する資源物の処分方法について .....	23
■ 事業所におけるごみ減量の取り組みについて .....	24
5. 課題 .....	25
5.1 ごみの減量化・資源化に関する課題 .....	25
5.2 収集運搬に関する課題 .....	26
5.3 中間処理に関する課題 .....	26
5.4 最終処分に関する課題 .....	26
<b>Ⅲ ごみ処理基本計画 .....</b>	<b>27</b>
1. 計画の方針 .....	27
1.1 基本理念 .....	27
1.2 計画の基本方針 .....	27
2. 減量目標 .....	28
2.1 目標年度 .....	28
2.2 国・県等の数値目標と江南市の現況 .....	28
2.3 数値目標の設定 .....	29
(1) 家庭系ごみ排出量の減量目標値 .....	29
(2) 事業系ごみ排出量の減量目標値 .....	29
2.4 減量目標が達成された場合のごみ排出量 .....	30
(1) 家庭系ごみ排出量 .....	30
(2) 事業系ごみ排出量 .....	31
3. 計画の施策 .....	32
3.1 施策の体系 .....	32
3.2 ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進 .....	33
3.3 ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進 .....	34
3.4 循環資源の高度利用 .....	34
3.5 安全・安心なごみの適正処理体制の確保 .....	35
4. 計画の推進 .....	36
4.1 市民・事業者・行政の役割分担 .....	36
4.2 ごみ処理基本計画の推進体制 .....	38
(1) 市民・事業者・行政の組織体制の活用 .....	38
(2) 庁内組織体制の確立 .....	38
(3) 広域処理体制の強化 .....	38

<注意事項> 本書中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

# I 計画策定の基本的事項

## 1. 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、地方自治法に基づく総合計画や環境基本法に基づく環境基本計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

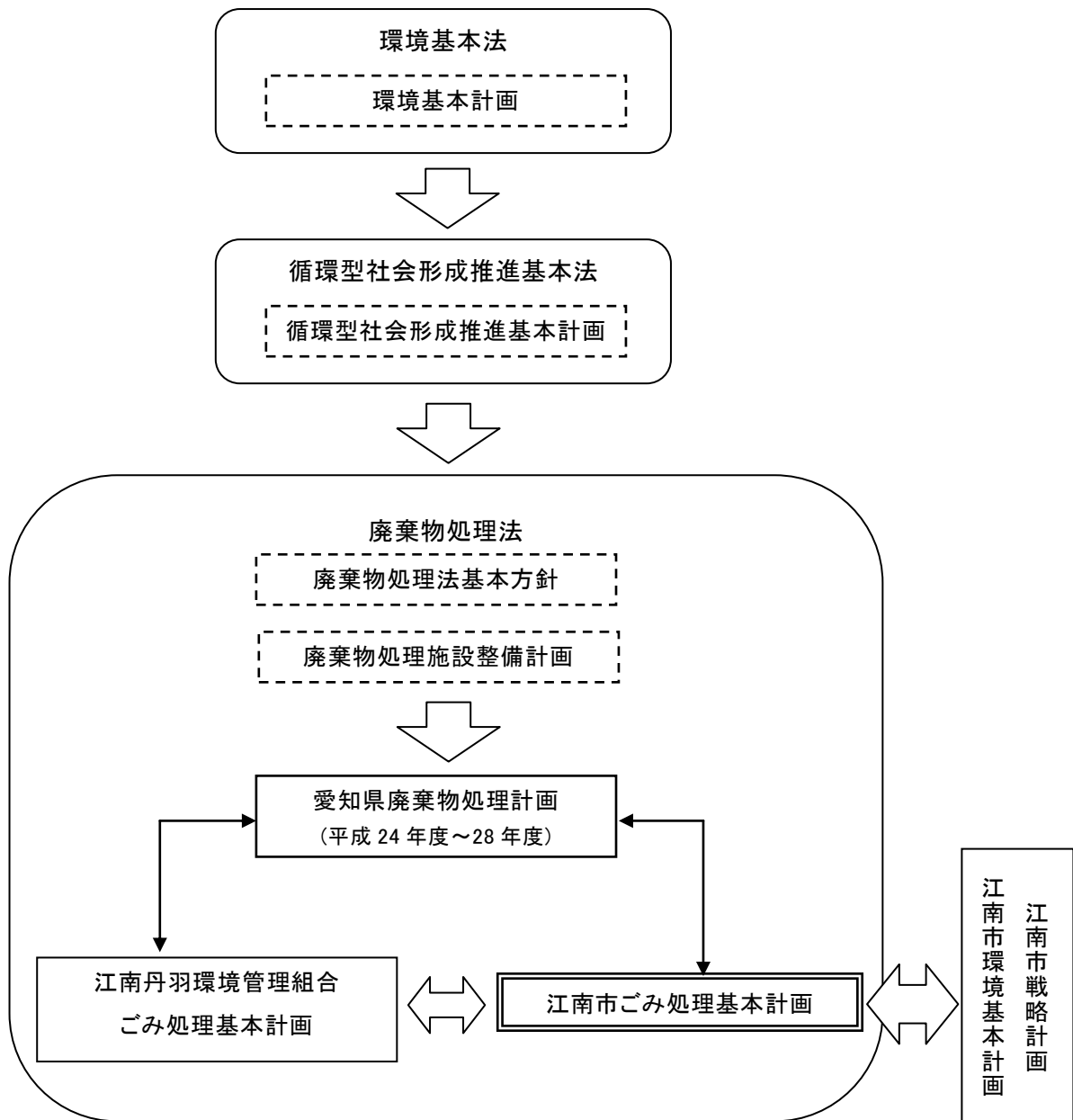


図 1.1 本計画の位置づけ

## 2. 計画の対象範囲

本計画の対象は一般廃棄物（ごみ）とします（下図の太枠の範囲内）。

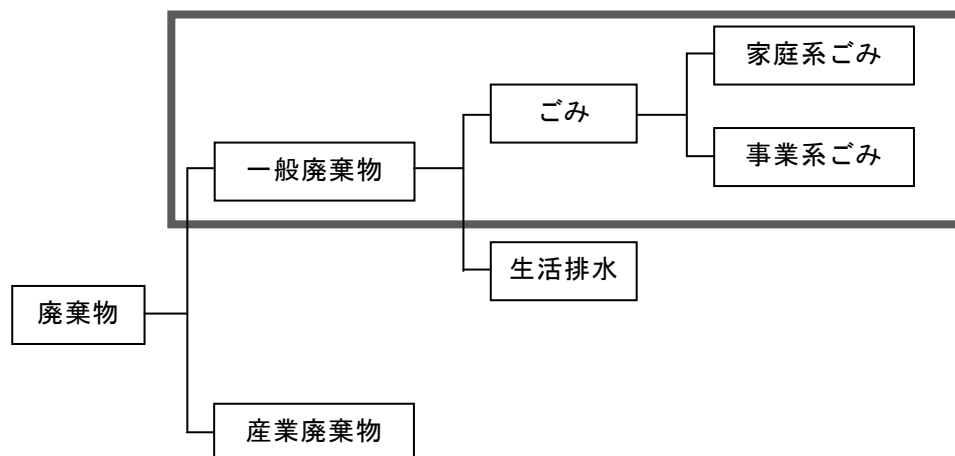


図 2.1 本計画の対象とするごみの範囲

## 3. 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度～平成 36 年度の 10 年間とし、平成 31 年度を中間目標年度とします。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合は、適宜見直しを行います。

## 4. 計画人口

### 4.1 将来人口の推移予測

将来人口を以下に示します。

平成 25 年度実績と比較して、江南市では徐々に減少が見込まれます。

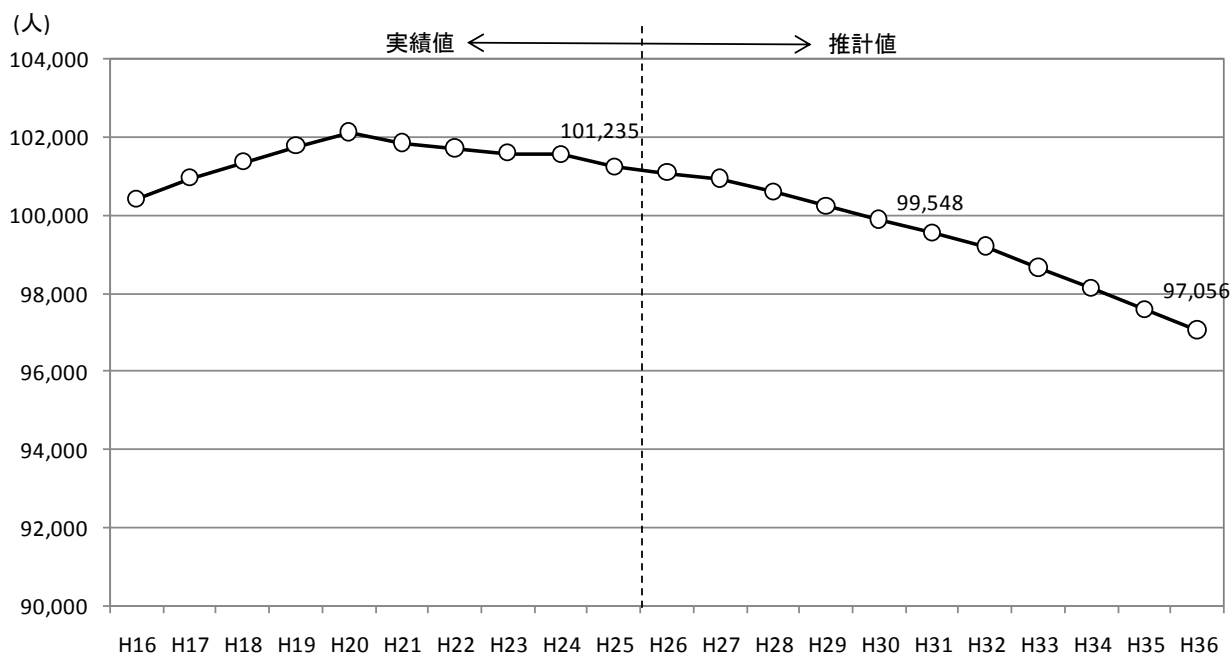


図 4.1 将来人口の推移

注 1) 実績値は計画収集人口（各年度の年度末人口）とした。

注 2) 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」を計画収集人口の実績値で補正した値とした。

### 4.2 計画人口の設定

上記の将来人口に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画人口は、以下のとおりとします。

表 4.1 計画人口

年度		計画人口(人)
実績値	H25	101,235
中間年度推計値	H31	99,548
目標年度推計値	H36	97,056

## Ⅱ ごみ処理の現状と課題

### 1. 江南市の位置と地勢

#### 1.1 位置

江南市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.17km<sup>2</sup>の市域を有する都市です。

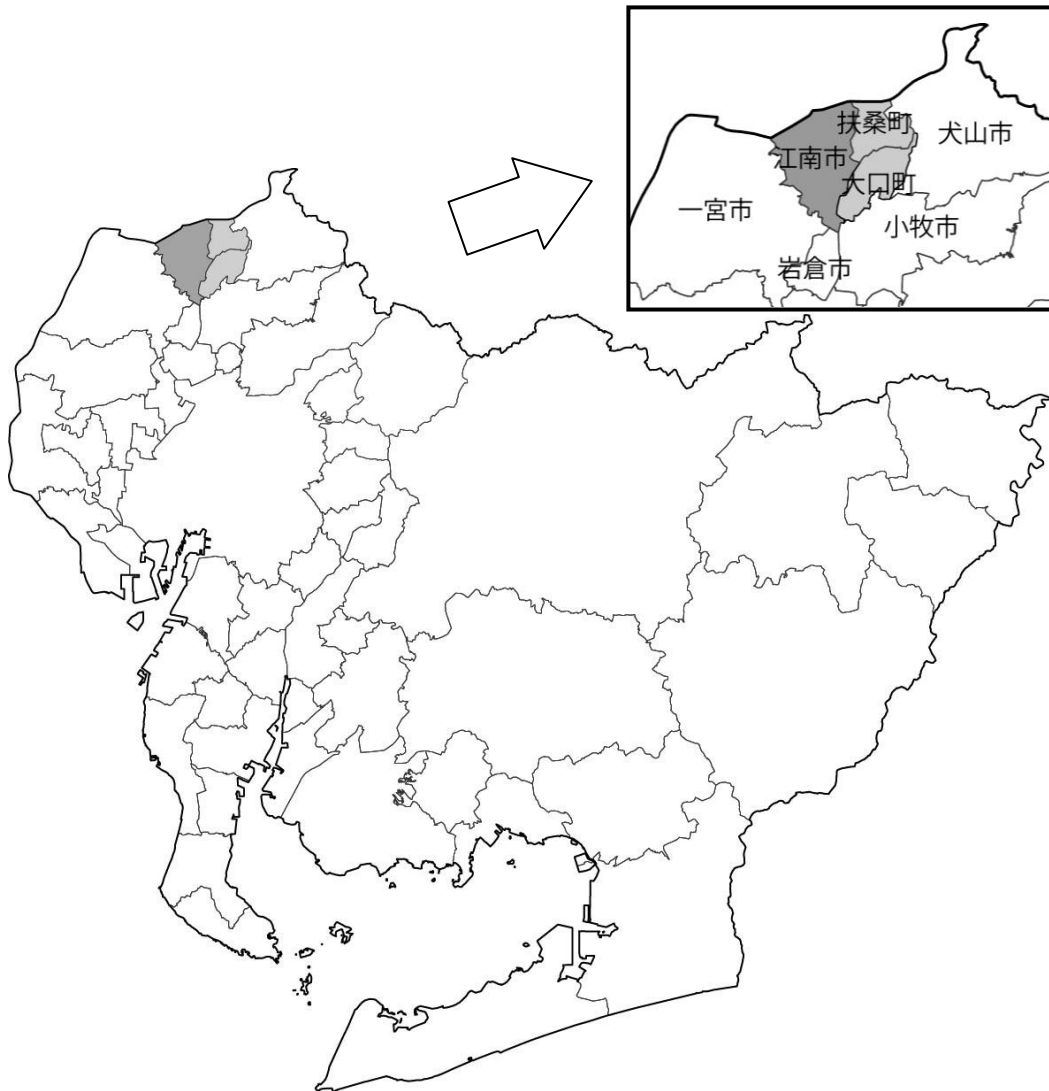


図 1.1 江南市の位置

#### 1.2 地勢と概況

地形は全般的に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地であり、温暖な気候・風土と相まって、暮らしに最適な自然環境となっています。かつては畑作中心の農業が営まれていましたが、名古屋市から約 20km 圏に位置し、公共交通機関で約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、尾張北部地域の主要都市となっています。また、木曽川を挟み、岐阜県側の地域との交通結節点ともなっています。

## 2. ごみ処理の現状

### 2.1 ごみ処理の流れ

下図に江南市におけるごみ処理の流れを示します。

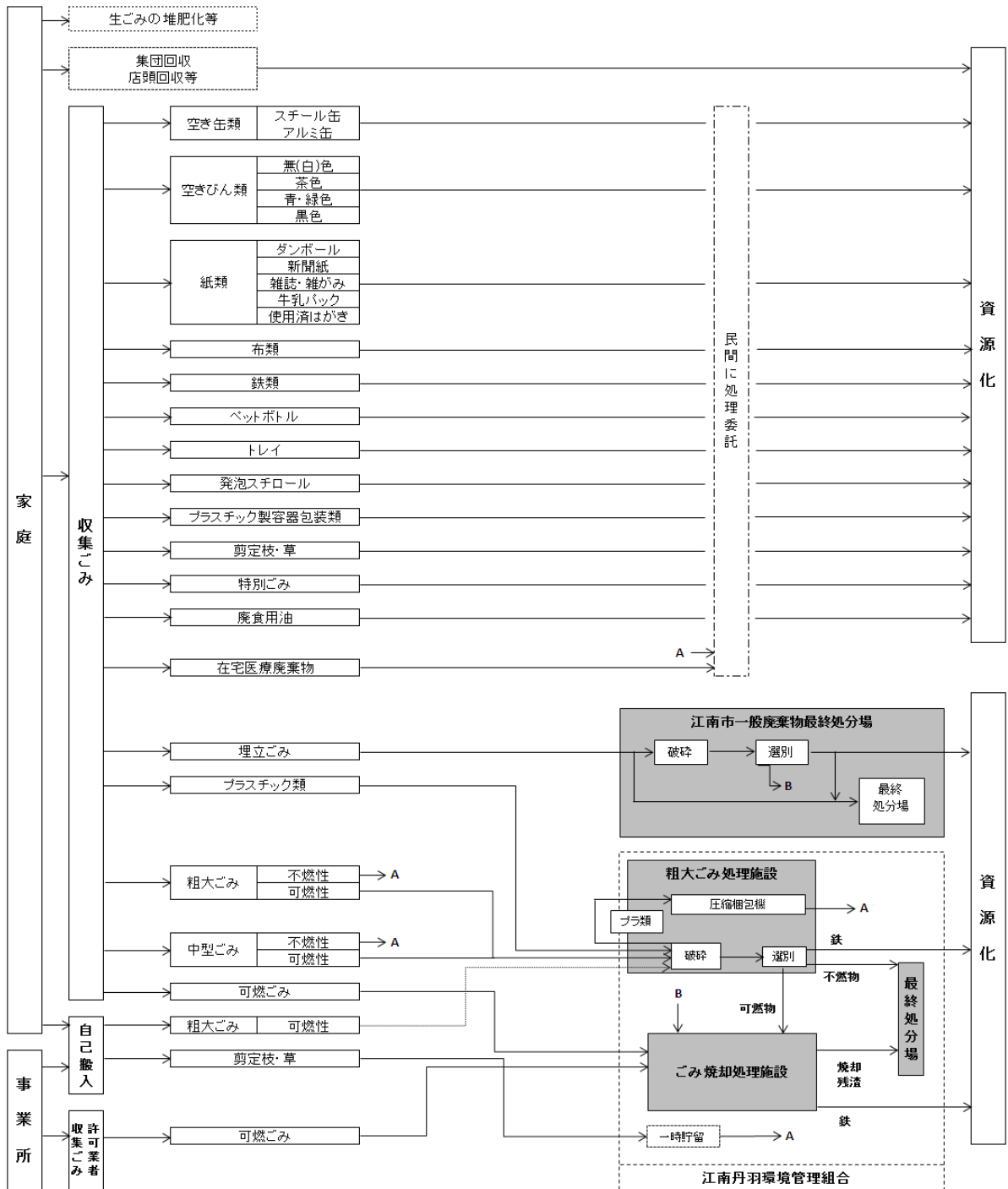


図 2.1 ごみ処理フロー



## 2.2 ごみ収集の状況

江南市における収集の状況は、以下のとおりです。

表 2.1 江南市における収集の状況

区 分		収集回数	排出先	排出方法
可燃ごみ		週2回	ごみ集積所	指定袋に入れて出す
資源ごみ	空き缶類	月2回		専用容器に入れる
	空きびん類			無(白)色、茶色、青・緑色、黒色の別に専用容器に入れる
	紙類		ダンボール、新聞紙(チラシ混入可)、雑誌・雑がみの別に十文字にしばって出す 牛乳パックは水洗いし、切り開き乾燥させる	
	使用済はがき	随時	指定場所	市役所・図書館等に設置された回収ボックスに入れる
	布類	月2回程度	ごみ集積所	十文字にしばって出す
	鉄類			そのまま出す
	ペットボトル			専用容器に入れる
	トレイ			専用容器に入れる
	発泡スチロール			専用容器に入れる
	プラスチック製容器包装類			専用容器に入れる
プラスチック類	専用容器に入れる			
剪定枝・草	専用容器に入れる			
特別ごみ			種類に分けて専用容器に入れる	
廃食用油	月1回	指定場所		
中型ごみ	月2回程度	ごみ集積所	そのまま出す	
埋立ごみ			種類に分けて専用容器に入れる	
粗大ごみ		各家庭先	処理券を貼って出す	
在宅医療廃棄物	月1回	指定場所		

### 2.3 ごみ排出量の推移

下表に江南市のごみ排出量の推移を示します。

家庭系ごみ及び集団回収量は、ゆるやかに減少する傾向にあります。

事業系ごみは平成 18 年度にかけて増加し、その後は減少しており、平成 25 年度は 16 年度とほぼ同程度の水準となっています。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみと粗大ごみはほぼ横ばいに推移し、埋立ごみは徐々に減少する傾向にあります。資源ごみは平成 18 年度まではほぼ横ばいに推移していたものの、その後徐々に減少しています。

表 2.2 江南市のごみ排出量の推移

江南市		ごみ排出量の推移									
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口(人)		100,409	100,956	101,368	101,774	102,128	101,857	101,714	101,591	101,557	101,235
家庭系ごみ	可燃ごみ	14,974	15,392	15,505	15,481	15,392	15,228	14,910	15,124	14,732	14,652
	埋立ごみ	1,129	1,129	1,270	811	744	775	582	752	400	379
	粗大ごみ	1,132	1,284	1,128	987	984	979	894	1,065	915	966
	うち可燃	1,023	1,178	1,025	895	900	936	863	1,039	889	939
	うち不燃	109	106	103	92	84	43	31	26	26	27
	資源ごみ	6,879	6,830	6,842	6,348	6,063	5,626	5,547	5,466	5,336	5,290
	家庭系合計	24,114	24,635	24,745	23,627	23,182	22,610	21,934	22,408	21,383	21,287
事業系ごみ(可燃のみ)		5,053	5,580	5,856	5,751	5,242	5,195	5,423	5,312	5,113	5,085
集団回収		3,694	3,800	3,600	3,379	3,131	2,752	2,717	2,558	2,533	2,381
総合計		32,861	34,016	34,201	32,757	31,555	30,557	30,074	30,278	29,028	28,752

単位:t

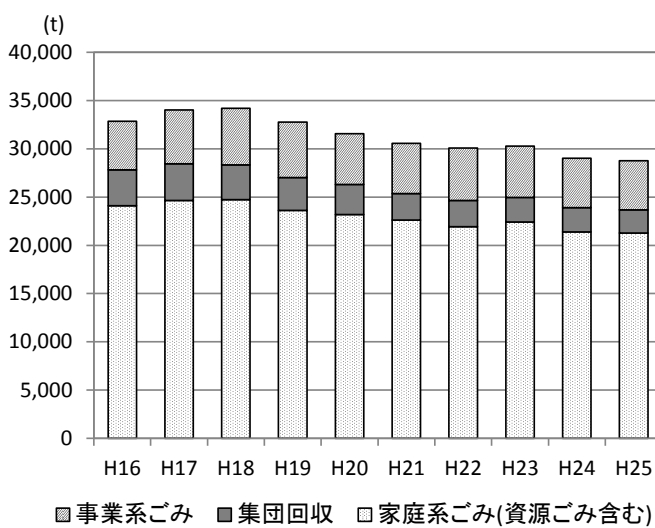


図 2.2 ごみ排出量の推移

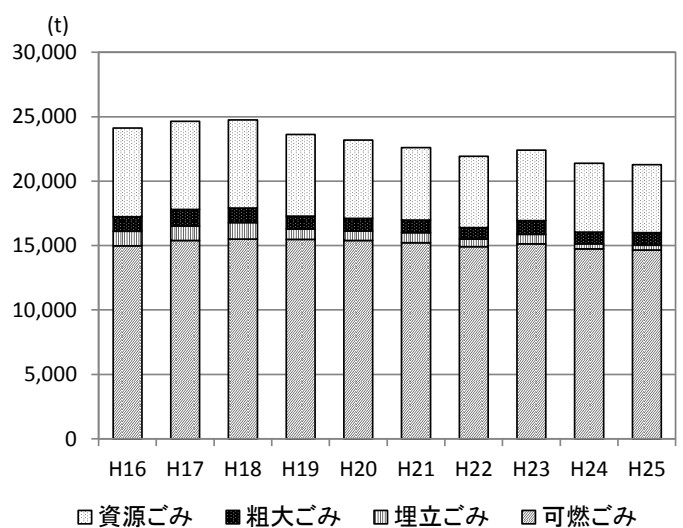


図 2.3 家庭系ごみの推移

江南市の1人が1日あたり排出する資源ごみを含むごみの量は、総排出量、家庭系ごみの総量（資源ごみ含む）がともに平成18年度をピークに減少し、平成25年度はそれぞれ778g/人・日、576g/人・日となっています。

このうち、資源ごみを除く家庭系ごみの総量は、平成18年度の484g/人・日をピークに平成25年度の433g/人・日まで減少しており、この間の市民の取り組みの成果や生活様式の変化が伺えます。

表 2.3 江南市の1人1日あたり排出量

江南市		1人1日排出量の推移									
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
家庭系ごみ	可燃ごみ	408	418	419	417	412	410	402	408	396	397
	埋立ごみ	31	31	34	22	20	21	16	20	11	10
	粗大ごみ	31	35	31	27	26	26	24	29	25	26
	総量(資源ごみ除く)	469	483	484	465	458	457	441	457	432	433
	資源ごみ	187	185	185	171	162	151	149	147	144	143
総量(資源ごみ含む)		656	669	669	636	620	608	591	604	575	576
事業系ごみ(可燃のみ)		138	151	158	155	140	140	146	143	138	138
集団回収		101	103	97	91	84	74	73	69	68	64
総排出量		894	923	924	882	844	822	810	817	781	778

単位:g/人・日

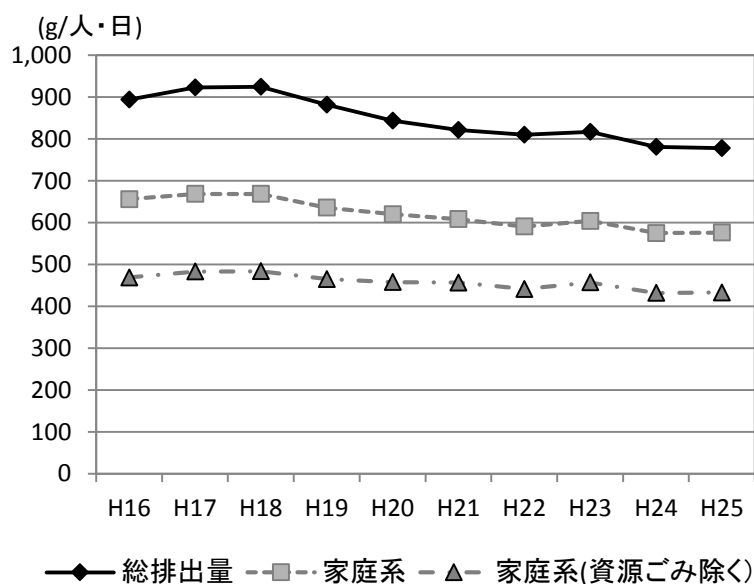


図 2.4 1人1日あたり排出量の推移

## 2.4 中間処理及び最終処分

### (1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は以下のとおりです。

表 2.4 中間処理施設の概要

施 設	概 要	
江南丹羽環境管理組合 環境美化センター	所 在 地	大口町河北1丁目131番地
	敷 地 面 積	33,095 m <sup>2</sup>
ごみ焼却処理施設	施 設 面 積	5,529 m <sup>2</sup>
	着 工	昭和55年7月3日
	竣 工	昭和57年10月30日
	処 理 能 力	150t/24時間 (75t/24時間×2炉)
	施 設 形 式	旋回流型流動床式 (※1)
粗大ごみ処理施設	施 設 面 積	(ごみ焼却施設に含まれる)
	着 工	昭和56年7月23日
	竣 工	昭和57年3月31日
	処 理 能 力	30t/5時間
	施 設 形 式	豎型スウィングハンマ式 (※2)

### (2) 中間処理量の推移

下図に中間処理量（焼却処理量）の推移を示します。

焼却処理量は、平成19年度をピークとし、その後は年間33,000t前後で推移し、平成25年度は32,457tとなっています。なお、平成22年度及び23年度はごみ焼却処理施設の基幹整備補修工事に伴い焼却の一部を外部に委託しています。

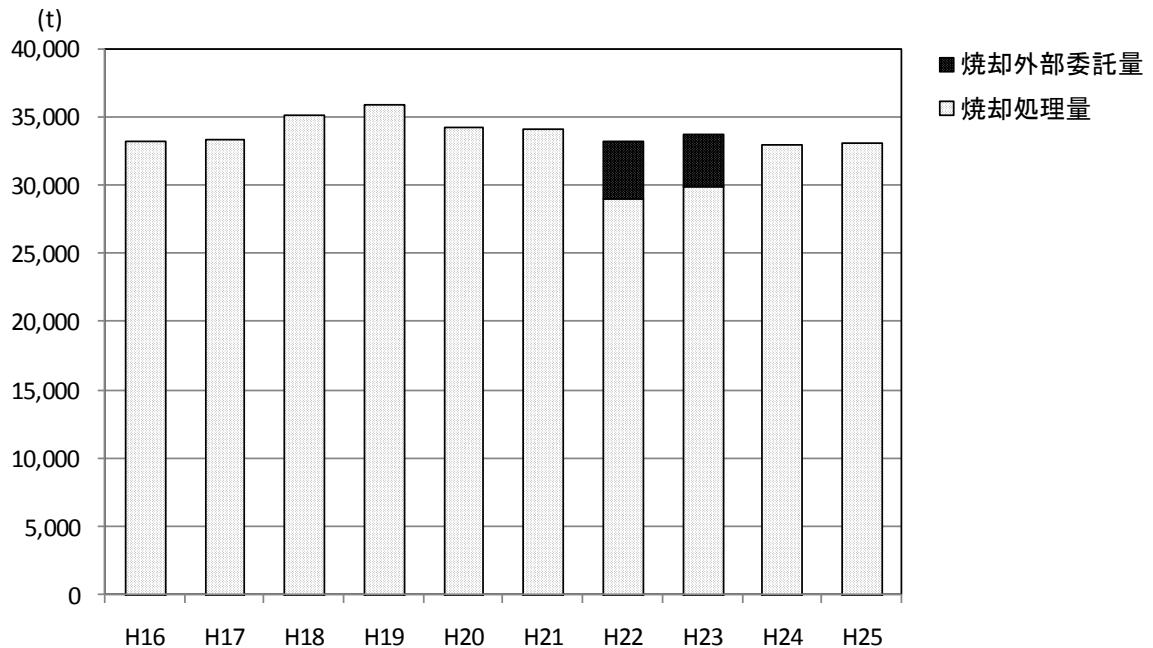


図 2.5 中間処理（焼却処理）量の推移

### (3) 最終処分場の概要

江南市に関連する最終処分場は、江南丹羽環境管理組合が運営主体のものと、本市が運営主体のもの2箇所があります。最終処分場の概要は以下のとおりです。組合の最終処分場には中間処理施設から発生した焼却灰及び固化灰の一部を、本市の最終処分場には埋立ごみを埋め立てています。

表 2.5 最終処分場の概要

運営主体	施設	概要	
江南丹羽 環境管理 組合	最終処分場	所在地	大口町河北地内
		敷地面積	14,350 m <sup>2</sup>
		埋立面積	9,980 m <sup>2</sup>
		埋立容積	32,300 m <sup>3</sup>
		埋立開始	平成3年6月1日
		埋立終了予定	平成30年3月
		施設形式	準好気性埋立方式(※3)
江南市	最終処分場	所在地	江南市小杣町鴨ヶ池地内
		敷地面積	19,783 m <sup>2</sup>
		埋立面積	13,670 m <sup>2</sup>
		埋立容積	59,700 m <sup>3</sup>
		埋立開始	平成4年10月
		埋立終了予定	平成29年3月
		施設形式	準好気性埋立方式(※3)

#### (※1) 旋回流型流動床式

砂を入れた炉の内部へ下部から空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃やす焼却炉の方式。ごみと砂の伝熱効率が高く、生ごみなど含水率の高いものでも燃焼効率が良く、燃焼時間も早いといった特性をもつ。

#### (※2) 堅型スウィングハンマ式

上部から粗大ごみを投入し、落下する間に数段のハンマによって破碎する方式。

#### (※3) 準好気性埋立方式

埋立地の底部に集排水管を配置し、浸出水をできるだけ早く外部に排除するとともに、外気との温度差を利用して、空気を集排水管経由で埋立地内に流入させることで、廃棄物の好気性分解を促し、集水の段階で浸出水の浄化を図る方式。現在日本では標準の方式となっている。

## 2.5 可燃ごみの成分分析結果

江南丹羽環境管理組合では、搬入されたごみの成分分析を定期的に行っています。平成25年度の年平均の成分分析結果を見ると、湿ベース（※1）では紙・布類と厨芥類で7割弱を占めています。

厨芥類は、湿ベースでは22.5%の割合を占めていますが、乾ベース（※2）では7.2%の割合に減少しており、この結果は、水切り・乾燥等によって生ごみに含まれる水分の減少を推奨することで搬入量の低減を図ることができる、ということを示唆しています。

また、紙・布類は湿ベース、乾ベースともに約半分を占めていることから、資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで資源化される可能性があることが伺えます。

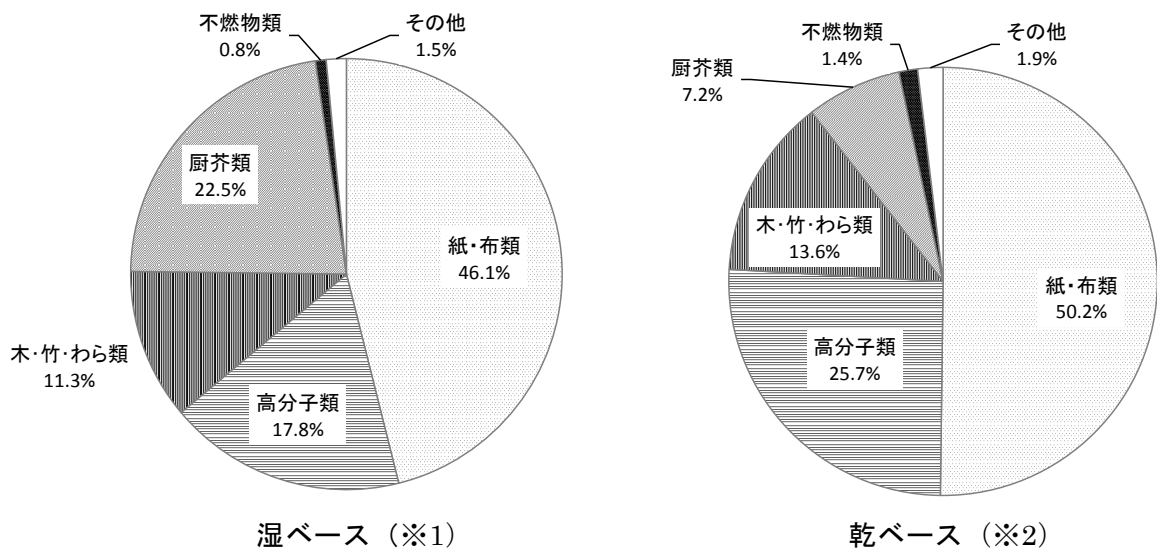


図 2.6 可燃ごみの成分分析結果（平成 25 年度平均値）

- (※1) 湿ベース ごみを採取したままの状態での測定した値  
(※2) 乾ベース ごみを乾燥させた後の状態で測定した値

## 2.6 資源ごみ収集の現状

江南市の資源ごみ排出量は、平成 16 年度の 6,879t から平成 25 年度は 5,290t へと減少しています。紙類をはじめとする各項目が減少する中、プラスチック製容器包装類及び廃プラは微増、剪定枝・草等は増加しています。

表 2.6 江南市の資源ごみ排出量の状況

単位:t

江南市	資源ごみ排出量の推移									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
紙類	3,318	3,360	3,061	2,646	2,382	2,087	1,876	1,800	1,658	1,517
布類	225	205	199	180	165	144	137	127	131	120
空き缶類	295	276	259	237	224	212	206	197	187	179
鉄類	298	279	250	226	201	132	89	76	73	109
空きびん類	713	699	676	642	619	579	569	544	529	512
ペットボトル	232	231	232	231	227	221	229	222	122	120
プラスチック製容器包装類	427	447	473	481	483	471	472	470	473	473
プラスチック類(廃プラ)	787	757	795	798	789	781	795	812	800	814
特別ごみ	39	56	46	46	40	41	36	45	37	37
廃食用油	10	8	4	3	3	4	3	3	4	4
剪定枝・草	535	510	848	858	931	954	1,135	1,170	1,322	1,404
合計	6,879	6,830	6,842	6,348	6,063	5,626	5,547	5,466	5,336	5,290

## 2.7 集団回収の現状

江南市では、資源回収の登録団体による資源回収に対して団体助成金を支給して、資源回収を促進しています。資源回収量は平成 25 年度で 2,381t（補助対象外であるアルミ缶も含む）であり、回収量、回収団体数ともに徐々に減少する傾向にあります。

表 2.7 江南市の集団回収の状況

単位:t

区分	項目	集団資源回収量の推移					
		H20	H21	H22	H23	H24	H25
補助対象	ダンボール	501	459	457	437	417	410
	新聞紙	1,600	1,361	1,371	1,270	1,243	1,170
	雑誌・雑がみ	792	710	676	640	656	603
	牛乳パック	18	19	20	19	24	18
	計	2,912	2,549	2,524	2,366	2,339	2,201
	布類	200	184	175	174	176	162
小計	3,112	2,734	2,698	2,540	2,515	2,364	
補助対象外	アルミ缶	19	19	18	18	18	17
合計		3,131	2,752	2,717	2,558	2,533	2,381
回収団体数(団体)		112	113	112	106	109	104
団体助成金(千円)		9,336	8,201	8,095	7,620	7,545	7,091

## 2.8 減量目標値の達成状況

平成 21 年 3 月に策定したごみ処理基本計画（改訂版）では、中間目標年度（平成 24 年度）及び目標年度（平成 29 年度）における減量目標値を定めています。

家庭系ごみ（資源ごみを除く）の減量目標値は、平成 19 年度実績値の 1 人 1 日あたりの排出量 463g を維持することを目標として、中間目標年度（平成 24 年度）、目標年度（平成 29 年度）ともに 463g/人・日としています。また、事業系ごみについても同様に、平成 19 年度実績値の 1 人 1 日あたりの排出量 154g を維持することを目標として、中間目標年度（平成 24 年度）、目標年度（平成 29 年度）ともに 154g/人・日としています。

下表に平成 25 年度における減量目標値及び実績値、その達成状況について示します。減量目標値は、平成 24 年度と 29 年度の目標値から直線的に補間して設定しました。

なお、減量目標値は 1 人 1 日あたり排出量とし、総排出量は参考値として示しました。江南市では、家庭系ごみと事業系ごみの双方について減量目標値を達成しています。

表 2.8 減量目標値の達成状況

項 目		江南市	
（資源ごみを除く） 家庭系ごみ	H25 目標値	（総排出量）	(17,390t/年)
		1人1日あたり排出量	463g/人・日
	H25 実績値	（総排出量）	(15,997t/年)
		1人1日あたり排出量	433g/人・日
	達成状況	（総排出量）	—
		1人1日あたり排出量	達成
事業系ごみ	H25 目標値	（総排出量）	(5,784t/年)
		1人1日あたり排出量	154g/人・日
	H25 実績値	（総排出量）	(5,085t/年)
		1人1日あたり排出量	138g/人・日
	達成状況	（総排出量）	—
		1人1日あたり排出量	達成



### 3. 将来のごみ量の予測

#### 3.1 将来推計方法

江南市から発生するごみを発生源別に家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類し、それぞれについて平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間の実績を基に、将来のごみ量について検討を行いました。

家庭系ごみと集団回収については、人口の増加により単純にごみ量も増加するため、人口増加の要因を排除した 1 人 1 日あたりの排出量の実績を基にトレンド推計（※1）を行いました。なお、集団回収で排出されている紙類、布類等は、資源ごみとしても回収されており、回収日のタイミングや回収場所までの距離等、様々な条件で資源ごみとして排出される可能性もあることから、家庭系ごみ（可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）と集団回収の合計値について、推計を行いました。ごみ種類別の排出量の推計については、家庭系の可燃ごみについて上記の合計値と同様に推計を行い、その他（埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び集団回収）は、過去 5 年間の平均的な割合で配分しました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量が変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、総量に対してトレンド推計を行いました。

下図に将来推計方法のイメージを示します。

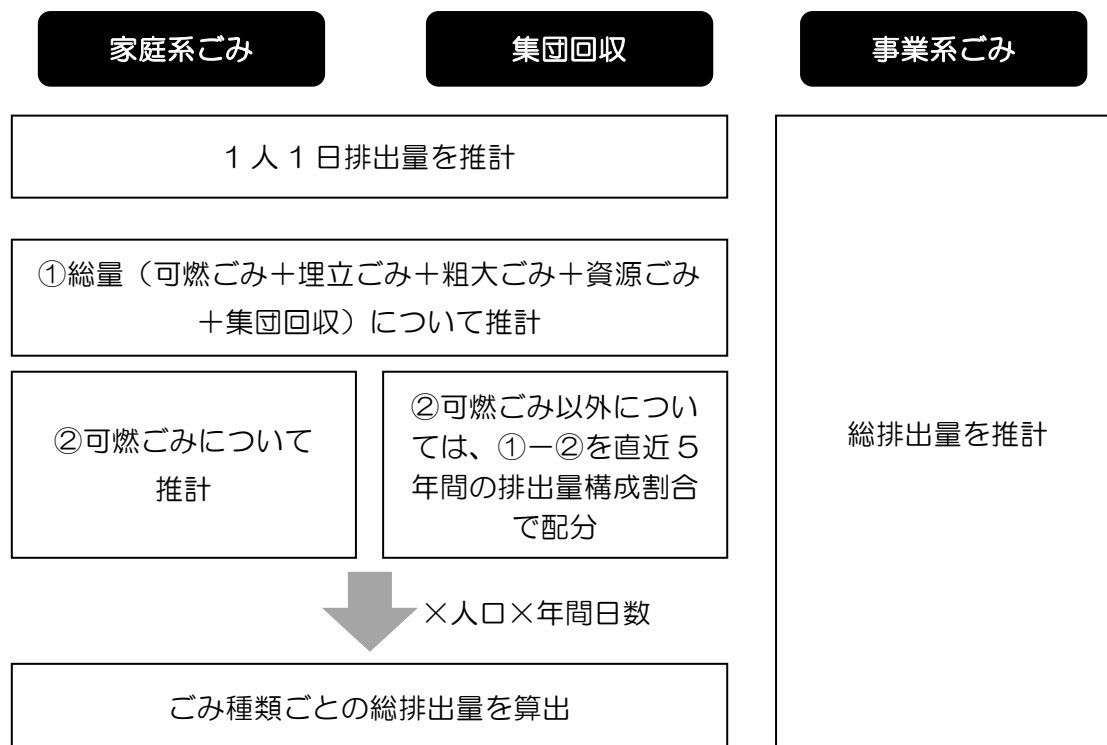


図 3.1 ごみ排出量の将来推計方法のイメージ

（※1）トレンド推計 過去の経年データから傾向線式（回帰）を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法。

## 3.2 将来推計結果

### (1) ごみ量の推計

江南市のごみ排出量及び排出原単位（※1）の推計結果を示します。家庭系ごみは人口の減少に伴いゆるやかに減少します。内訳としては、可燃ごみ、資源ごみ、集団回収の減少が影響しています。事業系ごみはほぼ横ばいです。集団回収もゆるやかな減少傾向を示しています。

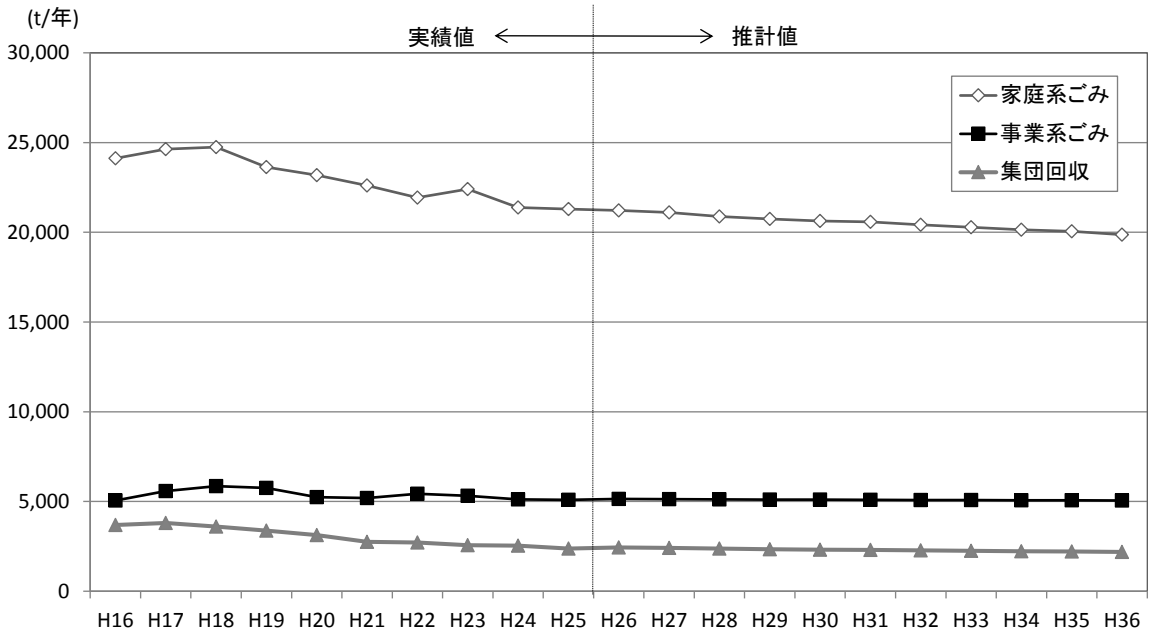


図 3.2 江南市のごみ排出量の将来推計

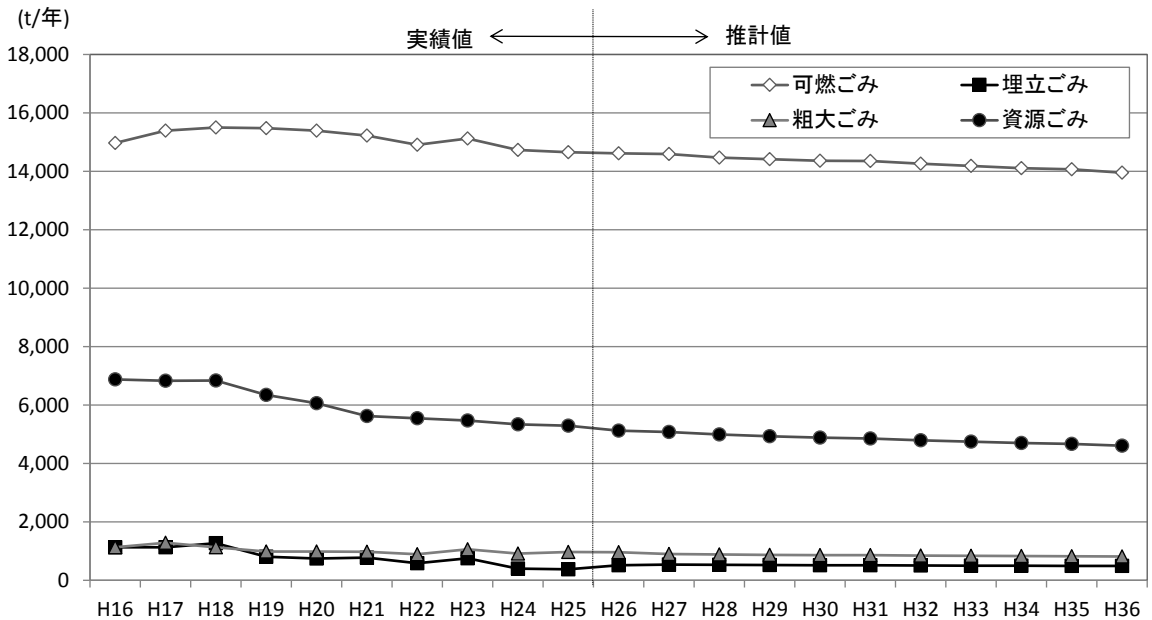


図 3.3 江南市の家庭系ごみ排出量の将来推計

（※1）排出原単位 市民 1 人が 1 日あたりに排出するごみの量のこと。年間のごみ量の値を人口及び年間日数で除して算出される。

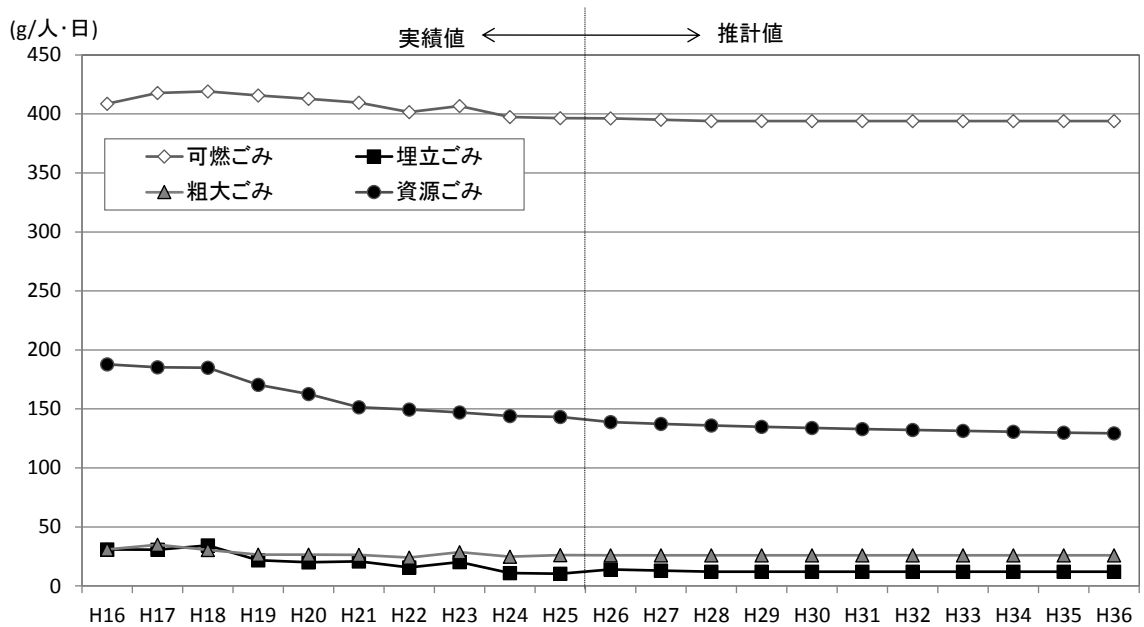


図 3.4 江南市の家庭系ごみ排出原単位の将来推計

(2) ごみ量推計結果のまとめ

目標年次における江南市におけるごみ排出量及び排出原単位の推計結果は以下のとおりです。

単位:t

排出総量		実績	中間目標年度	目標年度
		H25	H31	H36
家庭系ごみ	可燃ごみ	14,652	14,356	13,959
	埋立ごみ	379	514	488
	粗大ごみ	966	858	815
	資源ごみ	5,290	4,852	4,610
	合計	21,287	20,580	19,871
事業系ごみ		5,085	5,090	5,056
集団回収		2,381	2,303	2,188

単位:g/人・日

排出原単位		実績	中間目標年度	目標年度
		H25	H31	H36
家庭系ごみ	可燃ごみ	397	394	394
	埋立ごみ	10	12	12
	粗大ごみ	26	26	26
	資源ごみ	143	133	129
	合計	576	565	561
事業系ごみ		138	140	143
集団回収		64	63	61

## 4. 家庭系ごみ・事業系ごみアンケート調査の結果

### 4.1 調査の概要

江南丹羽環境管理組合を構成する江南市、大口町、扶桑町の住民及び事業所のごみの排出実態及び減量・資源化に関する意識を把握するため、家庭系ごみ及び事業系ごみのアンケート調査を実施しました。江南市の調査概要は以下のとおりです。なお、調査票等は1市2町共通のものとなりました。

表 4.1 江南市の調査概要

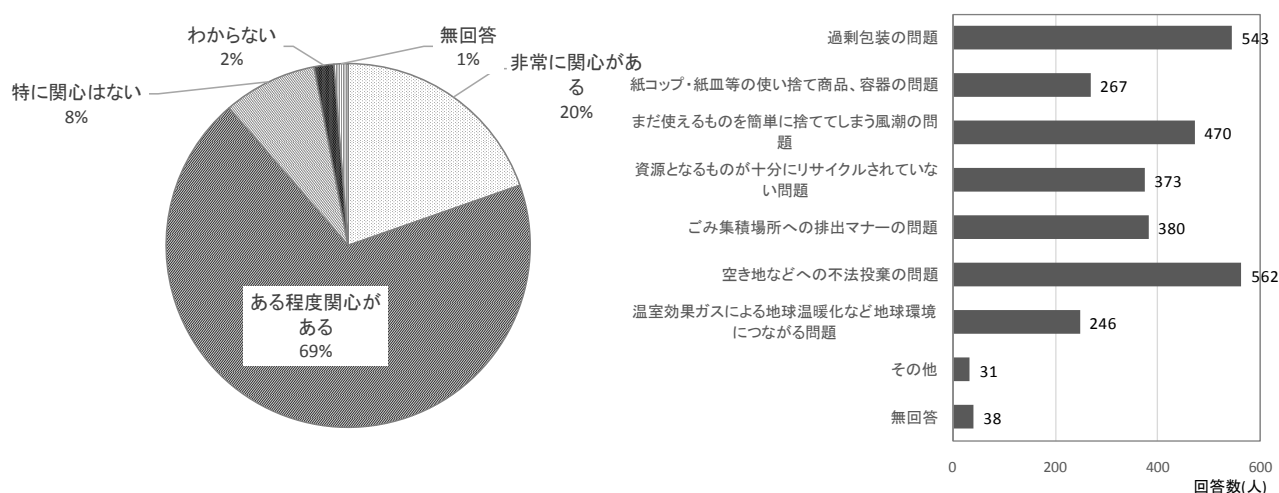
		家庭系ごみ	事業系ごみ
調査方法		アンケート調査票を郵送配布、郵送回収	
実施期間		平成26年8月8日発送、 9月1日締切	平成26年8月18日発送、 9月8日締切
調査対象		住民基本台帳から無作為抽出 (18歳以上)	経済センサス対象事業所等から抽出
回答 状況	配布数	3,040	165
	返送数	1,365	68
	有効回答数	1,365	68
	宛先不明	9	—
	有効回答率	44.9%	41.2%

### 4.2 家庭系ごみアンケート調査結果

#### ■ ごみ減量・リサイクルに対する関心や取り組みについて

ごみの減量やリサイクルに対する関心は、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると約9割となり、ほとんどの市民が何らかの関心があるという結果となりました。

関心がある内容として最も多かったのは、「空き地等への不法投棄の問題」次いで「過剰包装の問題」となり、より身近な問題に対する関心が高いことが分かります。ただし、これら以外の問題への関心も、総じて高くなっています。

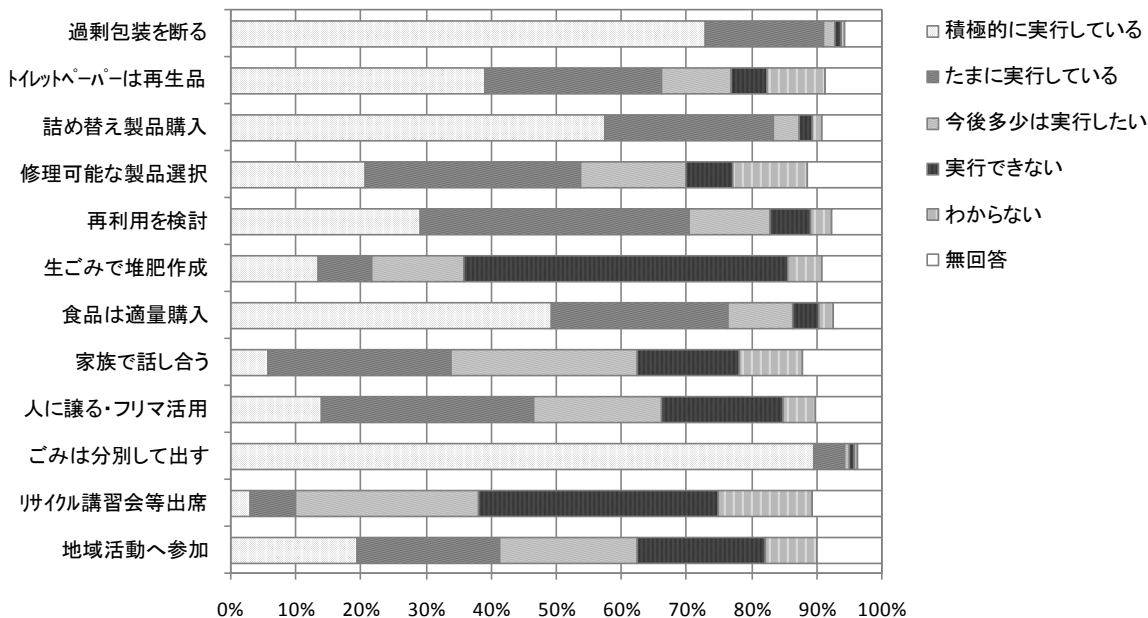


● ごみ減量・リサイクルに対する関心の有無

● 関心の内容

## ■ 暮らしの中での取り組みの実行状況について

取り組みの実行状況については、12項目中7項目で、「積極的に実行している」及び「たまに実行している」が過半数を占めました。また、「リサイクル講習会等への出席」、「生ごみで堆肥作成」、「環境について家族で話し合う」、「地域活動等に参加」、「人に譲る・フリーマーケットへ出す」は過半数に満たない状況でした。

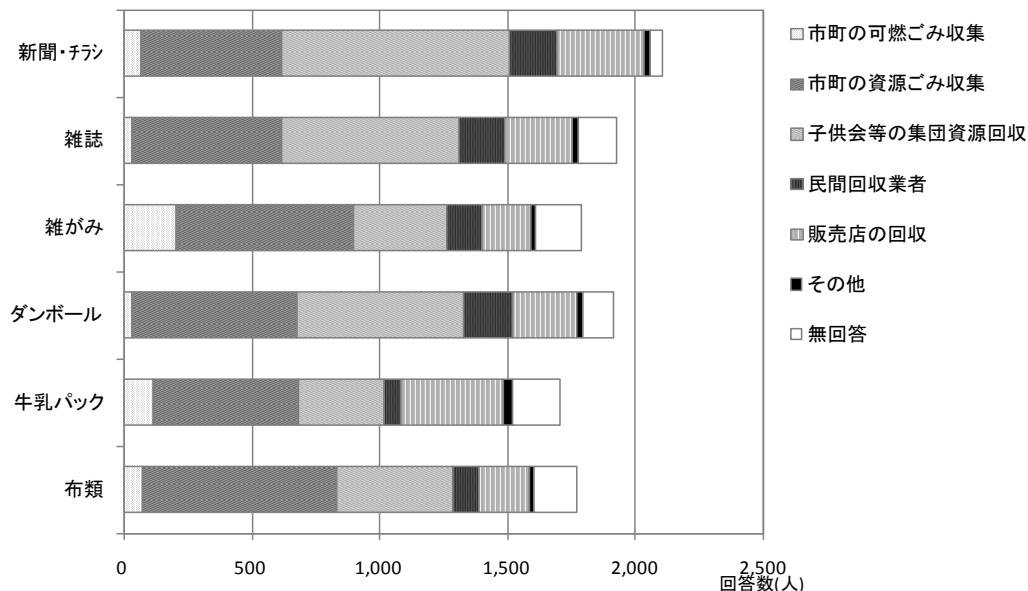


●取り組みの実行状況

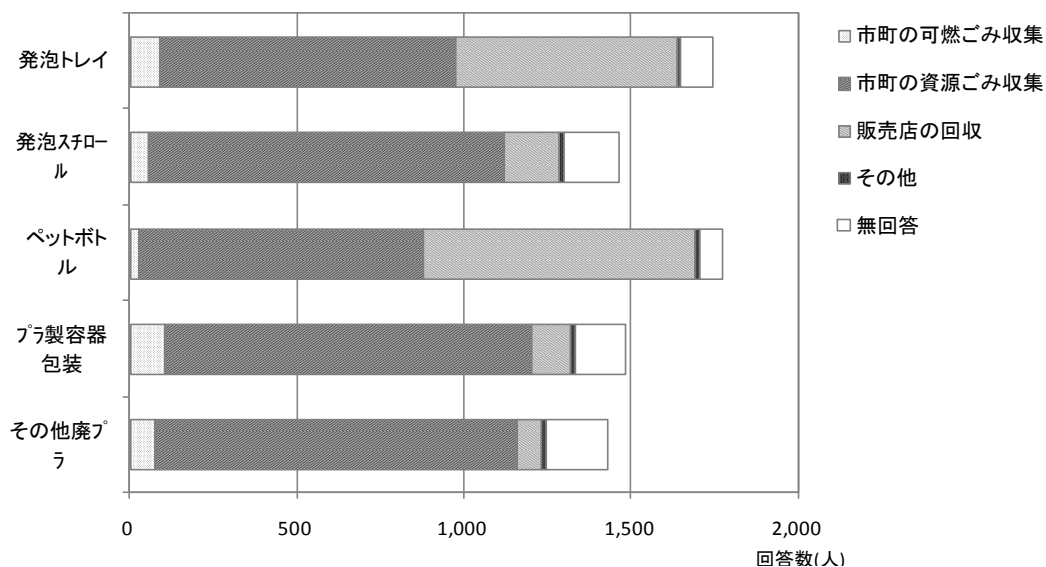
## ■ 資源物の処分方法について

資源物として収集される品目は、ほぼ所定の排出方法で適切に排出されています。紙・布類はほとんどが市の資源ごみ収集及び子供会等の資源回収、プラスチック類は市の資源ごみ収集もしくはスーパー等の販売店の回収に出されています。剪定枝・草等は半分程度が可燃ごみに出されています。

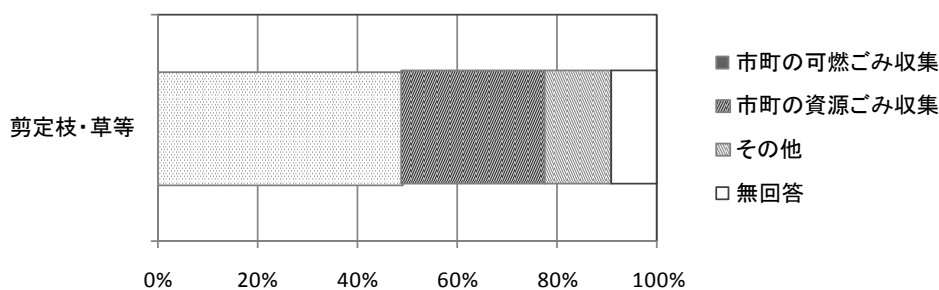
### <紙・布類>



<プラスチック類>

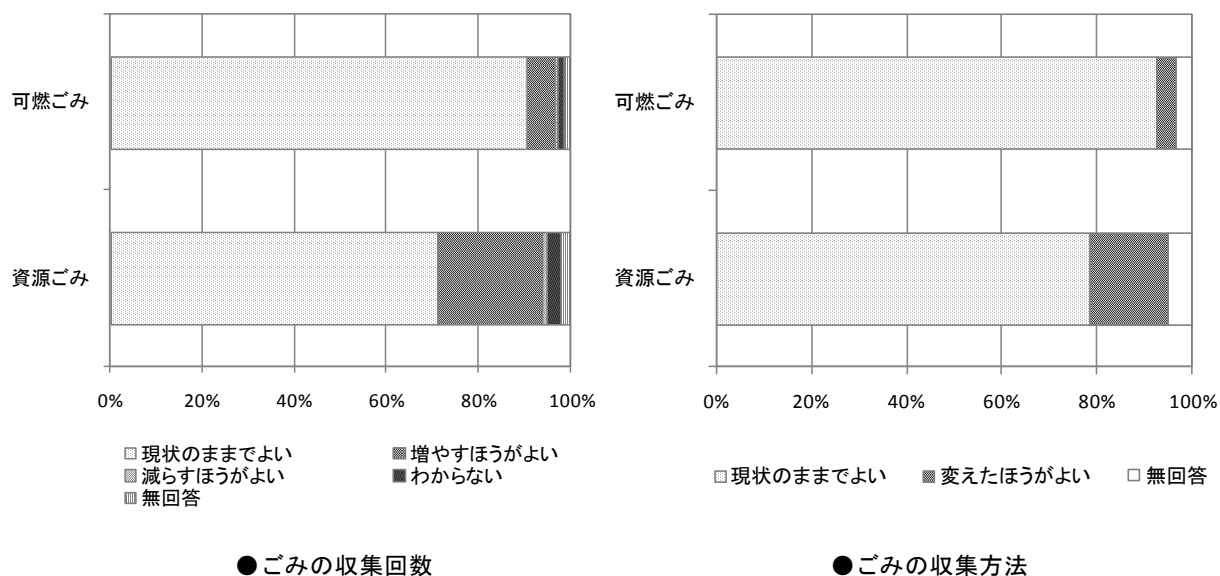


<剪定枝・草等>



■ 収集回数・排出方法変更への希望について

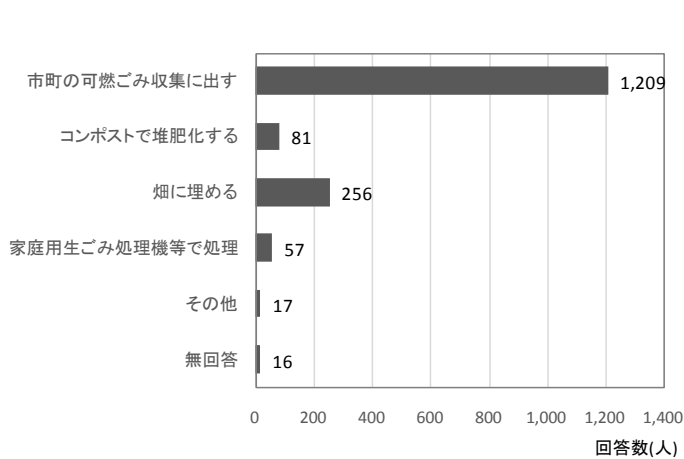
ごみの収集回数の変更への希望は、現状のまま希望が可燃ごみ 9 割、資源ごみ 7 割という結果となり、変更希望が多いのは可燃ごみを週 3、資源ごみを週 1 に増加でした。また、収集方法については、現状のまま希望が可燃ごみ 9 割、資源ごみ 8 割という結果となりました。



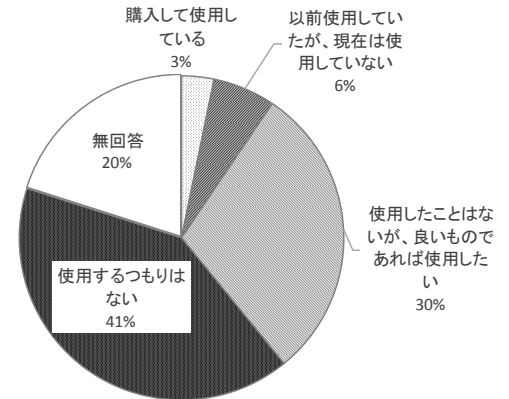
## ■ 生ごみの減量に対する意識・取り組みについて

生ごみの処分については、約 9 割の家庭で可燃ごみとして出されており、コンポスト等で自家処理されているのはコンポスト、畑に埋める、生ごみ処理機を合計しても 3 割に達していません。

生ごみ処理機の使用状況は、「使用するつもりがない」が約 4 割を占めている一方、「使用したことはないが、良いものであれば使用したい」も 3 割あることから、この層に対する情報提供が必要です。

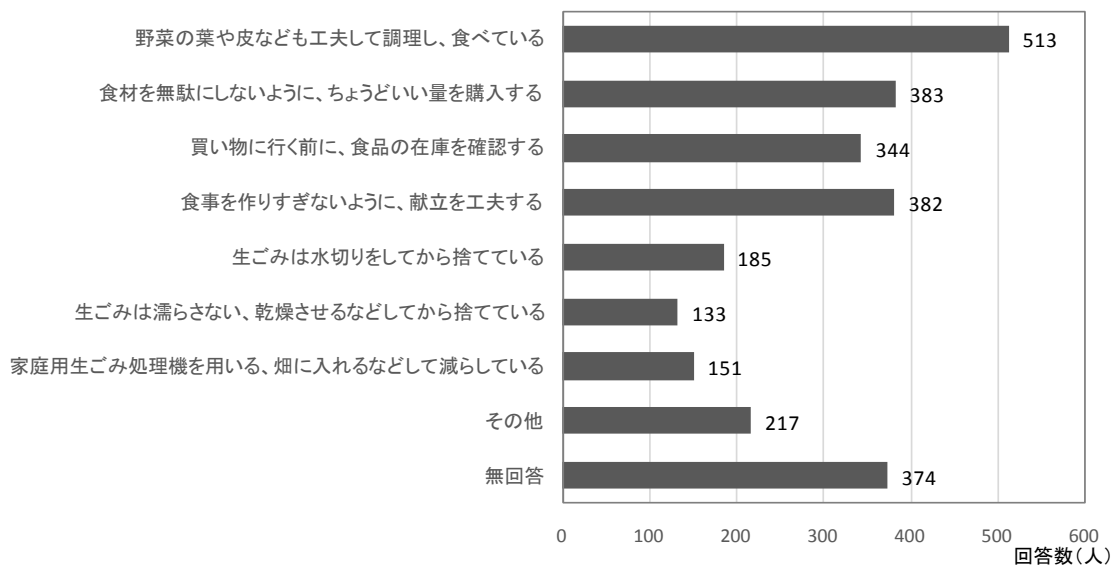


●生ごみの処分方法



●生ごみ処理機の使用状況

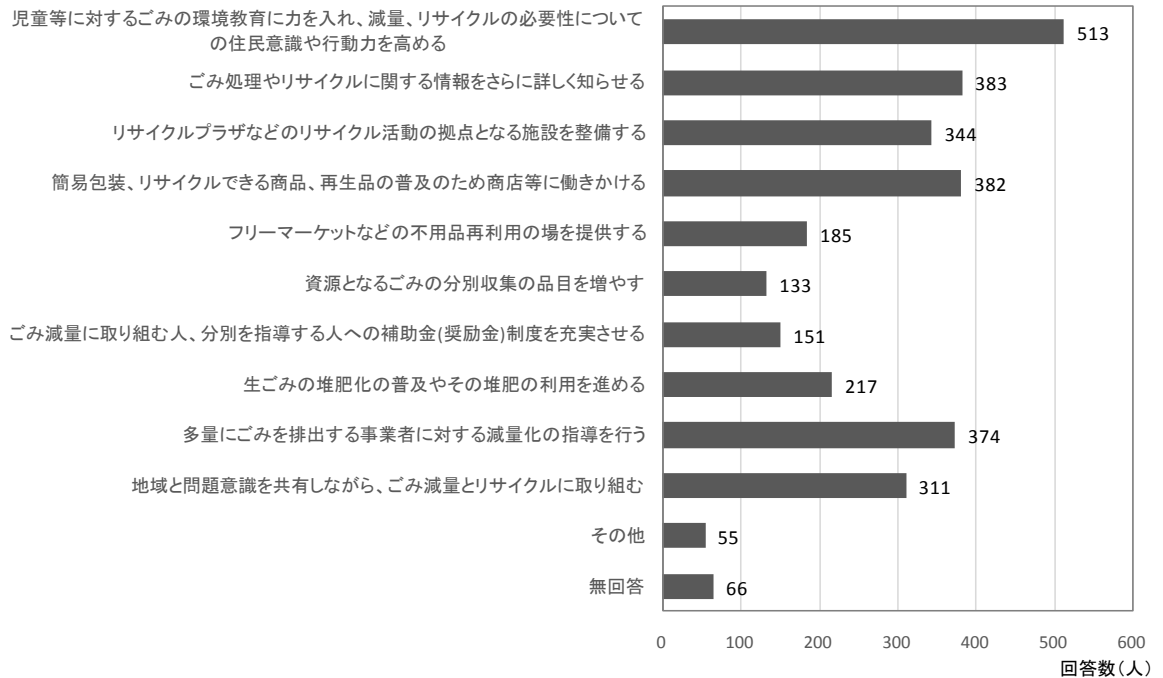
家庭で生ごみ減量のために取り組んでいることは、「野菜の葉や皮なども工夫して調理し、食べている」、「食材を無駄にしないように、ちょうどいい量を購入する」等の調理・購入時の取り組みの割合が高く、「生ごみは水切りをしてから捨てている」等の実施の割合は低くなっています。



●家庭で生ごみ減量のために取り組んでいること

■ **ごみ行政が優先的に行うべき取り組みについて**

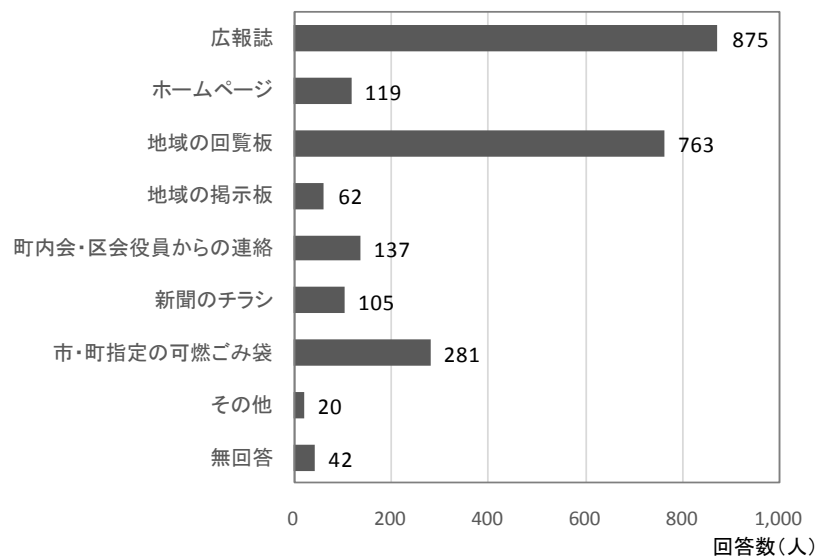
ごみ行政が優先的に行うべき取り組みは「児童等に対するごみの環境教育に力を入れ、減量・リサイクルの必要性についての住民意識や行動力を高める」が最も多くなっています。今後の対策として、将来を担う世代への環境教育が重要であると考えられていることが伺えます。



●ごみ行政が優先的に行うべき取り組み

■ **情報伝達の手法について**

ごみ関連の情報を住民に伝達するための手法としては「広報誌」が最も多く、次いで「地域の回覧板」が多い結果となりました。



●情報伝達のための手法



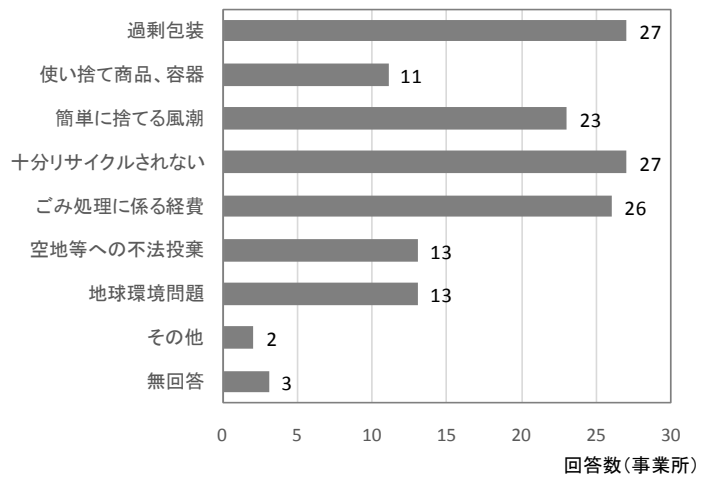
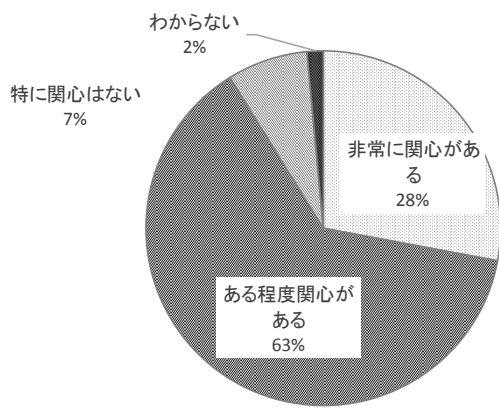
### 4.3 事業系ごみアンケート調査結果

#### ■ 事業所のごみへの関心について

ごみの減量やリサイクルに関心のある事業所は約 9 割となりました。関心の内容では「過剰包装の問題」及び「資源となるものが十分にリサイクルされていない問題」が最も多くなり、次いで「ごみ処理に係る経費の問題」となりました。

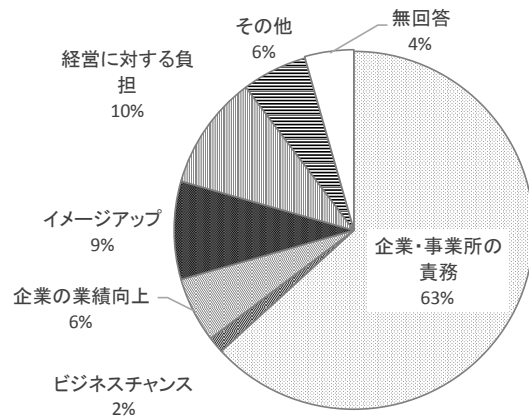
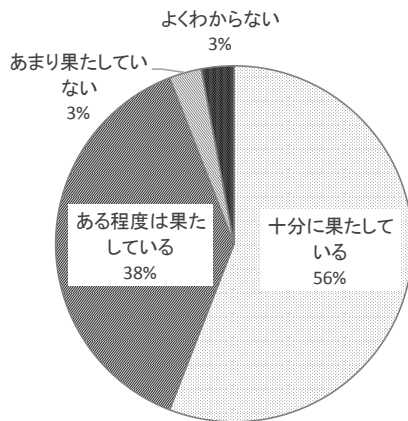
また、排出者責任については、「十分に果たしている」が過半数を超え、約 9 割が何らかの形では果たしていると認知していることが分かりました。

ごみ減量やリサイクルへの取り組みのとらえ方については、「企業・事業所の責務」という認識が約 6 割に達しており、事業活動の中で取り組むべき責務であり、かつそれを果たしていると認識されていることが伺えます。



#### ● ごみの減量・リサイクルに対する関心の有無

#### ● 関心の内容

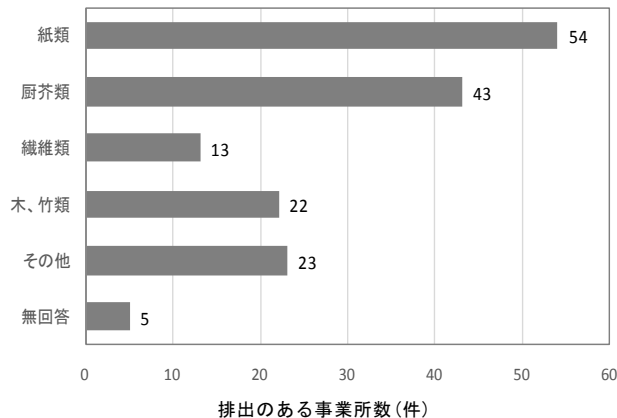


#### ● 排出者責任の達成度

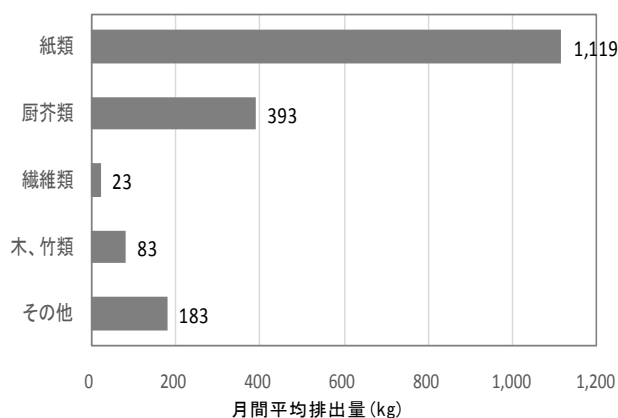
#### ● 取り組みのとらえ方

## ■ 事業所から発生する一般廃棄物の種類及び量について

事業所から発生するごみの種類では、「紙類」が最も多く、次いで「厨芥類」となりました。月間平均排出量では「紙類」が圧倒的に多く、紙類と厨芥類を中心に減量化を推進していく必要があると考えられます。



●発生するごみの種類別事業所数

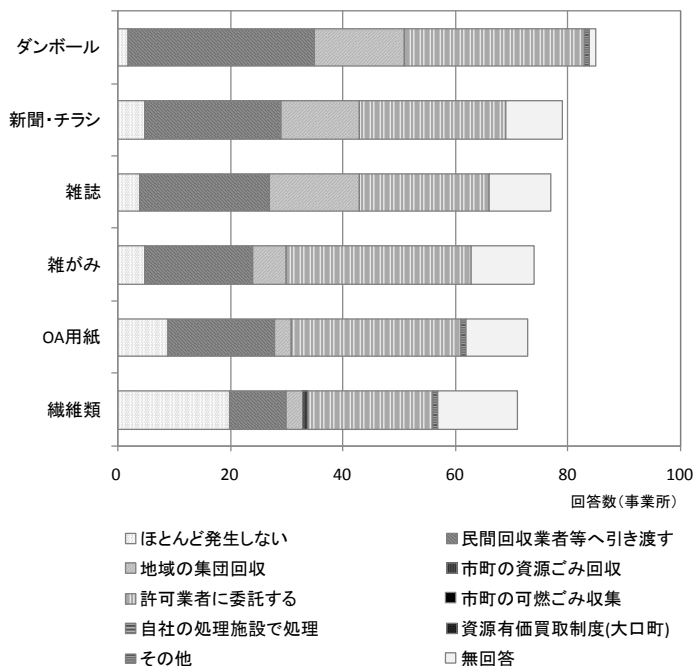


●1事業所当たり月間平均排出量

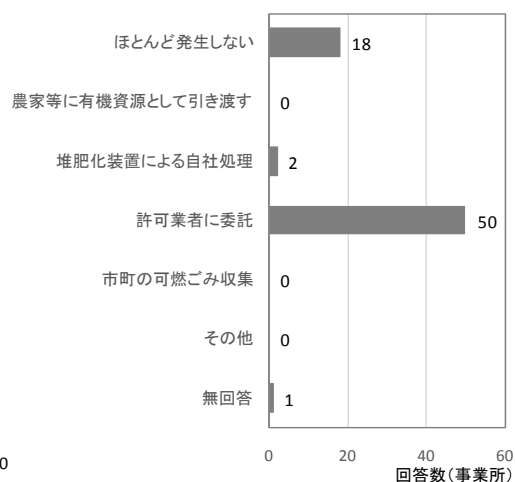
## ■ 事業所から発生する資源物の処分方法について

資源物の種類別の処分方法は、紙・布類では「民間回収業者等へ資源として引き渡す」及び「許可業者に委託する」が多い結果となりました。資源化が比較的容易な紙類であっても、項目によっては「許可業者に委託する」が半分以上を占めていることから、資源化が可能な業者を紹介する等、具体的な資源化の仕組みづくりへの支援が必要であると考えられます。

厨芥類は「許可業者に委託する」がほとんどであることから、今後は生ごみ等食品廃棄物の排出量が多い事業者と資源化業者を個別に結びつけるなど、循環の輪の構築が望まれます。



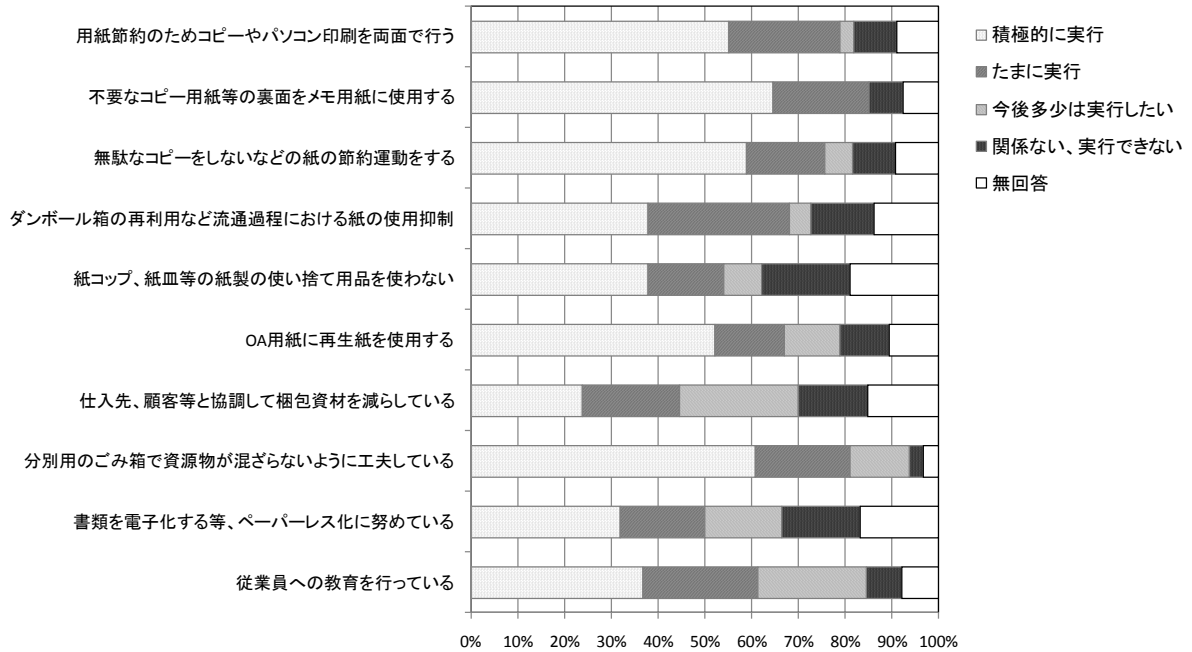
●紙・布類の処分方法



●厨芥類の処分方法

## ■ 事業所におけるごみ減量の取り組みについて

ごみ・資源の排出を減らすための取り組みの実施状況は、「分別用のごみ箱で資源物が混ざらないように工夫している」、「不要なコピー用紙等の裏面をメモ用紙に使用する」は実施率が高く、「積極的に実行している」、「たまに実行している」を合わせると実施率は8割を超えています。一方、「仕入先、顧客等と協調して梱包資材等を減らしている」、「書類を電子化する等、ペーパーレス化に努めている」等は実施率が約5割となり、他社と関係する箇所における取り組みは比較的低調であることがわかります。



●事業所における取り組み実施状況

## 5. 課題

### 5.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

●**ごみの減量に向けた取り組みを一層推進する必要がある。**

近年のごみ減量に向けた取り組みにより、江南市のごみ（資源ごみを含む）の排出量、1人1日あたりの排出量はともに減少する傾向にあります。ただし、今後は減量のスピードが鈍ってくることで、特に事業系ごみに関しては今後の経済の動向によって増加する可能性もあることから、今後も減量化、資源化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

●**ターゲットを明確にしたごみの発生抑制・減量の手段を普及する必要がある。**

住民意向調査結果より、ごみに対する関心は高く、中でも過剰包装の問題に対する関心や買い物袋の持参行動の実施割合は高くなっています。

しかし、可燃ごみ中の厨芥類に対する発生抑制・減量行動の実施割合は低く、「食材を無駄にしないようにちょうどいい量を購入する」などの発生抑制行動は約3割、「生ごみの水切りをする」などの減量行動は約1割の実施に留まります。そのため、住民の意識レベルに応じて発生抑制・減量行動をとることができるよう、適切な情報提供をしていく必要があります。

●**資源ごみの分別排出に向けた情報提供及び環境の整備を行う必要がある。**

可燃ごみの成分分析結果を見ると、紙・布類が半分程度を占めており、可燃ごみの中に、資源化可能な紙類が多く含まれている可能性があると考えられます。しかし、住民意向調査結果では、紙・布類は資源ごみ回収や集団回収等に適切に排出されており、可燃ごみに出しているという回答は少なくなっています。これは、資源ごみとして排出可能な紙類に関する知識が住民の間に十分普及していないためであると考えられます。

そのため、特に紙類の分別についてより詳しく情報提供を行うとともに、排出環境の整備についても取り組む必要があります。

●**事業系ごみにおける資源ごみの分別排出を促進する必要がある。**

事業系廃棄物実態調査結果より、比較的資源化が容易な紙類についても許可業者に委託して処理（焼却）を行っている実態が多く見られることから、事業者に対して資源ごみの分別排出（民間回収事業者等へ資源として排出する）に関する情報提供等を行う必要があります。

## 5.2 収集運搬に関する課題

### ●市民の年齢構成や世帯構成の変化に対応したごみ処理体系を検討する必要がある。

江南市では団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっています。今後 10 年間を考えた場合、高齢者のみの世帯が増加し、それとともにごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。また、核家族化の進展や共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、資源ごみ排出の際の立会等の担い手が不足することも考えられます。そのため、今後の市民の年齢構成や世帯構成の変化を念頭に置いて、ごみ処理体系を検討していく必要があります。

## 5.3 中間処理に関する課題

### ●中間処理施設の適切な維持管理に努める必要がある。

ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、昭和 57 年の稼働開始から既に 32 年を経過しており、設備の老朽化及び処理能力の低下が懸念されることから、適切な維持管理に努める必要があります。

### ●事業系ごみの処理不適物等に対する指導を行う必要がある。

資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や収集運搬許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

### ●焼却処理量を更に削減する必要がある。

近年の資源化の推進やごみの発生抑制により、焼却処理量は徐々に減少する傾向にありますが、最終処分量を低減するため、更なる焼却処理量の削減を図る必要があります。

## 5.4 最終処分に関する課題

### ●最終処分量の低減を図る必要がある。

江南市では、焼却施設からの焼却残渣等は組合の最終処分場で、埋立ごみは江南市の最終処分場で処分しており、これらの施設での最終処分量を減らすために、より一層の発生抑制・資源化を推進する必要があります。

## Ⅲ ごみ処理基本計画

### 1. 計画の方針

#### 1.1 基本理念

国は平成 25 年 5 月に「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」を公表し、その中で「循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいると言える。」とし、これまでより一歩踏み込んだ形で循環型社会の形成を推進することとしています。

江南市ではこれまで、ごみ処理基本計画の中で「環境と調和した豊かな生活の場があるまち～ごみは最小限にとどめ、最大限再利用する 環境にやさしいまち～」を目標・理念として掲げ、その実現に向けて様々な施策を実施し、成果をあげてきました。本計画では、今後は循環の質にも着目した取り組みを進めるべき段階に入ってきていると考え、これまでより一歩進んだ循環型社会の形成を目指して、計画の基本理念を以下のとおり定めることとします。

施策の面では、これまでの取り組みに加えて「環境負荷を最小限に抑える」という観点を持ち、市民・事業者・行政の協働による取り組みを強化することで、「循環型のまち」の実現を目指すこととします。

#### 計画の基本理念

環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち

#### 1.2 計画の基本方針

計画の基本理念を達成するための基本方針は、以下のように定め、計画を推進することとします。

1. ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進
2. ごみの発生（排出）抑制と再使用の取り組みの推進
3. 循環資源の高度利用の促進
4. 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

## 2. 減量目標

### 2.1 目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である平成 36 年度とし、中間年度である平成 31 年度を中間目標年度とします。

### 2.2 国・県等の数値目標と江南市の現況

国の「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」及び「愛知県廃棄物処理計画」では、数値的な指標として下表に示す目標値を示しています。

表 2.1 国及び県の目標値（一般廃棄物）

計画	指標	目標年次	目標値
第3次循環型社会形成推進基本計画(H25.5)取組指標	総排出量	H32	H12 比 -25%
	家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量		約 500g (H12 比 -25%)
	事業系ごみ総排出量		H12 比 -35%
愛知県廃棄物処理計画(平成 24 年度～28 年度)	総排出量	H28	H20 比 -9%
	処理しなければならないごみの 1 人 1 日あたりの量		720g (H20 比 -12%)
	リサイクル率		25.9% (H20 比 +3.1%)
	最終処分量		H20 比 -23%

江南市では、愛知県の目標値である「処理しなければならないごみの 1 人 1 日あたりの量」は、平成 25 年度実績で 571g（家庭系ごみ 433g、事業系ごみ 138g）となり、愛知県の目標値である「平成 28 年度に 720g」をすでに 20%以上下回っています。これらのことから、江南市ではごみの減量が県内でも進んでいる現状にあり、市民の生活や事業環境に革新的な変革がない場合、大幅な低減は困難であると考えられます。

<参考>

表 2.2 平成 24 年度廃棄物減量化・資源化状況上位 5 市（愛知県人口 10 万人以上）

	処理しなければならないごみの 1 人 1 日あたりの量 (g/人・日)		リサイクル率 (%)	
1	<b>江南市</b>	<b>570</b>	<b>江南市</b>	<b>28.9</b>
2	稲沢市	657	東海市	28.0
3	小牧市	680	豊川市	26.8
4	瀬戸市	724	名古屋市	26.4
5	一宮市	734	小牧市	26.2

愛知県：平成 24 年度一般廃棄物処理事業実態調査より

## 2.3 数値目標の設定

数値目標は、国及び県の目標値と江南市のごみ排出の現況を考慮して設定しました。

### (1) 家庭系ごみ排出量の減量目標値

家庭系ごみ（資源ごみを除く）の減量目標値は下表のとおりとし、1人1日あたりの排出量について設定します。

表 2.3 家庭系ごみ排出量の減量目標値

単位：g/人・日

種類	平成19年度 実績値	平成25年度 実績値	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成36年度)	目標値の考え方
可燃ごみ	416	397	392	392	平成25年度比 5g/人・日減 (平成19年度比 5.7%減)
埋立ごみ	21	10	9	9	平成25年度比 1g/人・日減 (平成19年度比 57%減)
粗大ごみ	26	26	26	26	平成19年度実績維持
計	463	433	427	427	

### (2) 事業系ごみ排出量の減量目標値

事業系ごみの減量目標値は下表のとおりとし、1人1日あたりの排出量について設定します。

表 2.4 事業系ごみ排出量の減量目標値

単位：g/人・日

種類	平成19年度 実績値	平成25年度 実績値	中間目標年度 (平成31年度)	目標年度 (平成36年度)	目標値の考え方
可燃ごみ	154	138	136	136	平成25年度比 2g/人・日減 (平成19年度比 12%減)



## 2.4 減量目標が達成された場合のごみ排出量

減量目標が達成された場合の江南市のごみ排出量のイメージを以下に示します。

### (1) 家庭系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、家庭系ごみ（資源ごみを除く）は、以下のように推移します。

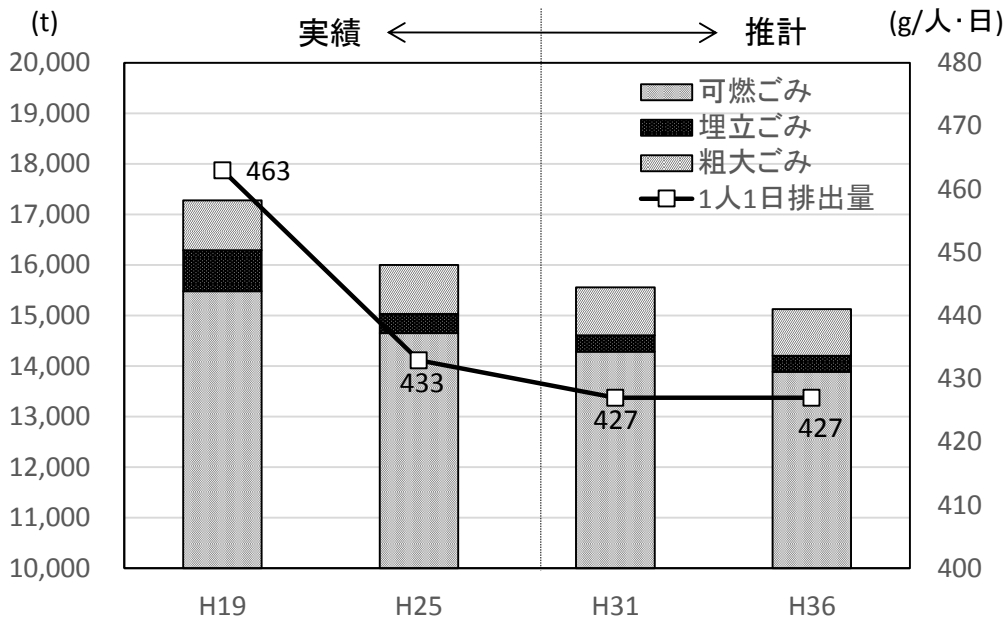
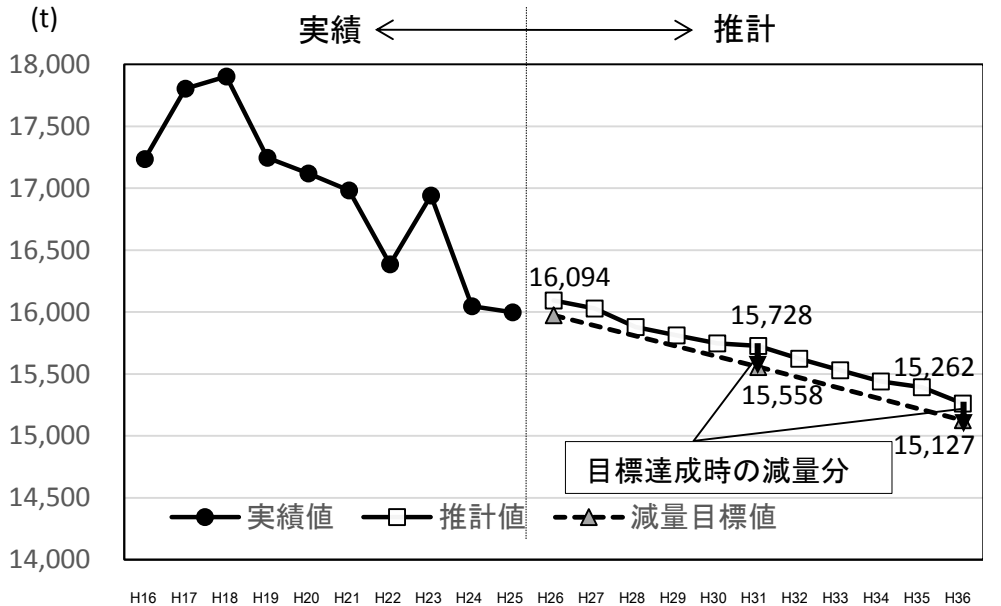


図 2.1 家庭系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

(2) 事業系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、事業系ごみは、以下のように推移します。

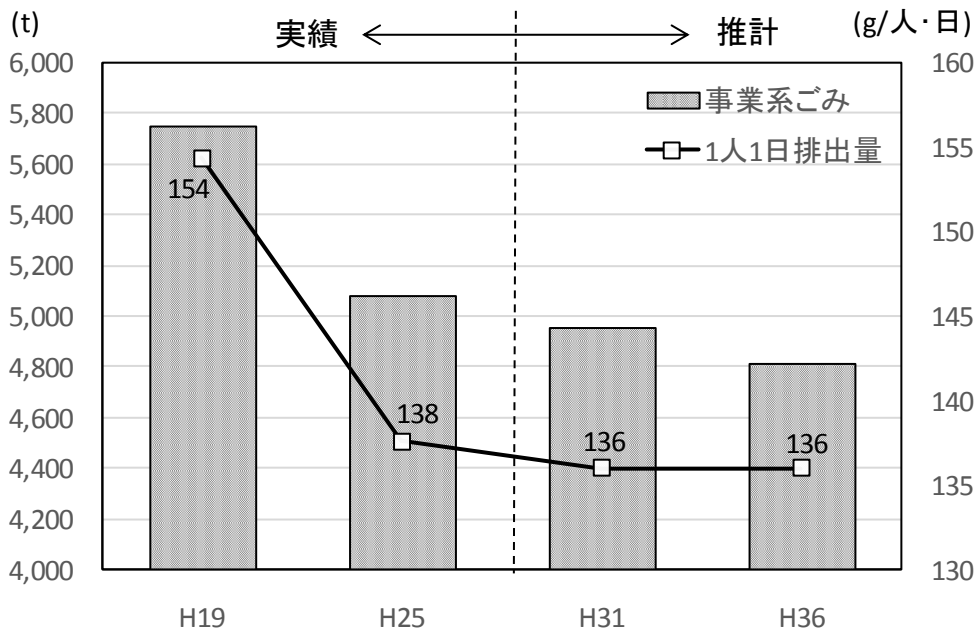
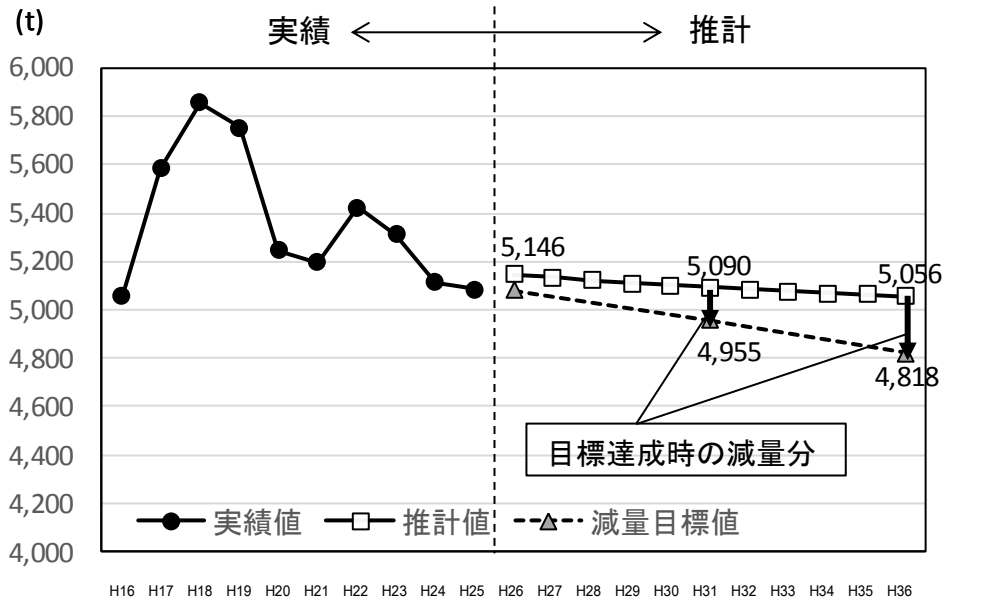


図 2.2 事業系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

### 3. 計画の施策

#### 3.1 施策の体系

施策の体系は以下のとおりとします。

<b>●ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進</b>
(ア) 広報、ホームページ、回覧等による市民・事業者への啓発(情報提供)
(イ) 啓発イベントの開催
(ウ) ごみ減量懇談会・意見交換会の開催
(エ) ボランティア分別指導員の養成・活動推進
(オ) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催
(カ) 事業所向けごみ処理手引書の作成・改訂
(キ) 多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底
(ク) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰
(ケ) 小中学生(親子)向け環境学習の実施
(コ) ごみ減量等に関する出前講座の実施
(サ) ごみ処理費用負担の適正化
<b>●ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進</b>
(ア) レジ袋削減の推進
(イ) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進
(ウ) 生ごみ処理機器設置に対する補助
(エ) 家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進
(オ) フリーマーケット等に対する開催支援
(カ) フードバンク活動の普及
<b>●循環資源の高度利用の促進</b>
(ア) 小型家電リサイクルの促進
(イ) 資源ごみ回収拠点・回数の充実
(ウ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し
(エ) 食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルの促進
(オ) 資源ごみ集団回収の促進
<b>●安全・ごみの適正処理体制の確保</b>
(ア) 安定的な収集運搬、中間処理の実施
(イ) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備
(ウ) 江南市一般廃棄物最終処分場の安定稼働
(エ) 全市的な環境美化活動の実施
(オ) 市民、事業者の清掃活動に対する支援
(カ) 不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化
(キ) 不用品回収業者に対する指導の強化
(ク) 災害時・荒天時の収集体制の確立
(ケ) ごみの排出困難者に対する支援

## 3.2 ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進

### (ア) 広報、ホームページ、回覧等による市民・事業者への啓発（情報提供）

循環型社会の実現に努めるため、ごみに関する情報を、様々な媒体を通して市民・事業者提供し、各主体の意識改革につなげていきます。

### (イ) 啓発イベントの開催

環境フェスタ、街頭キャンペーン、おもちゃ病院等の実施により、ごみ減量に関する関心や行動を促進します。

### (ウ) ごみ減量懇談会・意見交換会の開催

自治会単位で住民との対話の機会を設け、情報の共有と住民の意識改革の促進に努めます。

### (エ) ボランティア分別指導員の養成・活動推進

主に定年退職した住民や自治会役員を対象として分別指導員養成講座を実施し、自治会のごみ排出に対する主体的な活動を支援します。

### (オ) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

実際のごみ処理現場の見学を通して、理解の促進を図ります。

### (カ) 事業所向けごみ処理手引書の作成・改訂

事業者向けのごみに関する手引書を作成し、排出するごみの種類に応じてごみ減量やリサイクルを意識できるよう、情報の提供に努めます。

### (キ) 多量のごみ排出事業者に対する減量化啓発・指導の徹底

一定量以上のごみを定期的に排出する事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任と「一般廃棄物の再利用および減量に関する計画書」の提出を求め、計画的なごみ処理の推進を図ります。

### (ク) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰

小中学生に対してごみの減量やリサイクルに関するポスター等の募集及び表彰を行い、ごみ処理への関心が高まるよう促します。

### (ケ) 小中学生（親子）向け環境学習の実施

夏休み期間にリサイクル教室（施設見学会）を実施し、環境学習の機会を提供します。

### (コ) ごみ減量等に関する出前講座の実施

小中学校や自治会、各種団体を対象として、職員による出前講座を行い、環境学習の機会の拡大を図ります。

### (サ) ごみ処理費用負担の適正化

事業系ごみ及び家庭系の可燃ごみ、粗大ごみについて、組合及び組合構成他市町と連携し、適正な処理手数料を検討していきます。

### 3.3 ごみの発生(排出)抑制と再使用の取り組みの推進

#### (ア) レジ袋削減の推進

小売店に対して、引き続きレジ袋の無料配布の自粛を要請するとともに、買い物袋持参運動を推進することにより、レジ袋の排出削減を図ります。

#### (イ) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

ごみを出さない買い物の仕方、調理方法をホームページ等で紹介し、食品ロス削減の推進を図ります。

#### (ウ) 生ごみ処理機器設置に対する補助

生ごみ処理機器（生ごみ処理機、コンポスト、密封発酵容器）を設置する家庭に対して、補助金により支援を行い、各家庭からの生ごみの排出抑制を推進します。

#### (エ) 家庭用品等の不用品交換による資源有効利用の促進

不用品交換情報等を広報・ホームページに掲載し、不用品再利用の促進を図ります。

#### (オ) フリーマーケット等に対する開催支援

市民団体等がフリーマーケットやバザーを主催できるよう支援を行い、不用品再利用の促進を図ります。

#### (カ) フードバンク活動の普及

フードバンク活動（まだ食べられるのにもかかわらず廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動）の情報提供に努めるとともに、ロス食品などの処理についてフードバンクの活用を検討します。

### 3.4 循環資源の高度利用

#### (ア) 小型家電リサイクルの促進

小型家電の回収品目と回収拠点を拡大し、希少金属（レアメタル）の有効利用の促進を図ります。

#### (イ) 資源ごみ回収拠点・回数の充実

資源ごみ排出の利便性向上を図るため、常設の資源ごみ回収拠点の設置を検討します。また、休日受入れの拡大についても検討していきます。

#### (ウ) 資源ごみ分別品目・処理方法の見直し

排出の利便性と処理時の環境（施設）負荷等を総合的に考慮し、分別区分の統廃合や処理方法の見直しを行います。

#### (エ) 食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルの促進

食品関連事業者と連携しつつ、食品廃棄物の飼肥料化やエネルギー利用を推進します。

#### (オ) 資源ごみ集団回収の促進

古紙類、布類について集団回収を実施する団体について、助成金により支援を行い、良質な資源の回収を推進します。

### 3.5 安全・安心なごみの適正処理体制の確保

#### (7) 安定的な収集運搬、中間処理の実施

収集運搬、中間処理については、基本的には現状と同様の内容で継続します。なお、収集運搬許可業者に関しては、近年の収集運搬実績を考慮し、実績のない業者への許可の見直しを検討します。

#### (イ) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備

大口町、扶桑町及び犬山市とともに、広域処理を見据え、i 最終処分量の削減 ii 徹底した環境保全 iii 高効率なエネルギー利用 iv 高い経済効率 を目指した新可燃ごみ処理施設の設備計画の策定を進めていきます。

#### (ウ) 江南市一般廃棄物最終処分場の安定稼働

埋立ごみの一層の削減を推進し、最終処分場の安定的な確保を図ります。また、老朽化した破碎施設の安定稼働確保のため、定期的な修繕を実施します。

#### (エ) 全市的な環境美化活動の実施

江南市クリーン運動を引き続き実施し、全市的な活動によるごみ散乱の防止に努めます。

#### (オ) 市民、事業者の清掃活動に対する支援

こうなん美化ボランティアの登録促進を図り、各主体の自主的な清掃活動を支援します。

#### (カ) 不法投棄、資源ごみ持ち去り防止パトロールの強化

条例等の禁止規定の形骸化を防ぐため、資源ごみ集積場所のパトロール・監視を強化するとともに、状況に応じて警察とも連携をとり、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底します。

#### (キ) 不用品回収業者に対する指導の強化

無許可業者による不用品（廃棄物）回収は、不適正処理により環境汚染を引き起こしている可能性があるため、調査・指導を強化します。

#### (ク) 災害時・荒天時の収集体制の確立

地震等に伴う災害時のごみ処理については、単独処理が困難なこともあり得るため、民間廃棄物処理団体との廃棄物処理に係る協定の締結を検討します。また、台風接近時の収集の有無に係る判断基準を明確化し、迅速な情報提供に努めます。

#### (ケ) ごみの排出困難者に対する支援

高齢化社会を見据え、排出が困難な高齢世帯等の個別収集について研究します。

## 4. 計画の推進

### 4.1 市民・事業者・行政の役割分担

基本理念である「環境負荷を最小限に抑え 資源を有効利用する 協働・循環型のまち」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、市民・事業者が積極的に参画し、三者が連携して取り組んでいく必要があります。本計画を推進していくにあたっては、三者がそれぞれの役割を果たすと同時に、進捗状況等を適宜点検することにより、必要に応じた改善策を検討します。

#### 1) 市民の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

自分が出すごみと環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者としての意識と責任を持つとともに、ごみの行方・処理の理解に努めます。また、地域・団体による清掃活動や環境学習会等に積極的に参加し、従来の消費～廃棄型のライフスタイルについては見直しを図ります。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

1 人ひとりが日常生活において、買い物時にはマイバッグを持参する、使い捨て商品を買わない、繰り返し使える容器を使用する等、極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけます。

～循環資源の高度利用の促進のために～

1 人ひとりが日常生活において、製品購入の際は再生品やリサイクルしやすいものを極力選択する、希少金属（レアメタル）が含まれる小型家電の分別に積極的に協力する等、リサイクルを意識して行動します。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

1 人ひとりが日常生活において、市のごみ出しルールに従うとともに、再利用のための新たな分別収集の導入について理解・協力をします。また、豪雨等により水害ごみが多量に発生しないよう、適切な物品管理に努めます。

#### 2) 事業者の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

大小すべての事業者がごみの分類について正しく理解するとともに、企業の社会的責任として、利益追求のみではなく、他の業界・事業者とも連携を深めながら、環境に配慮した企業経営を行います。また、市民に対しては、商品やサービスの提供等を通して、環境配慮型、資源循環型のライフスタイルの提供に努めます。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

事業活動において、ごみの発生抑制を意識し、ごみの出にくい商品、長く使える商品づくりに努めます。また、簡易包装を心がけ、消費者に対しては、環境に配慮した消費の呼びかけを行います。

～循環資源の高度利用の促進のために～

事業活動において、再生品や再生利用しやすい商品の提供に努めるとともに、自らも再生品を多く利用します。また、リサイクル事業者は、再生利用ルートや技術の確立を行い、市民・他の事業者・行政と協力して資源回収量の拡大を図ります。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

事業所から発生するすべてのごみについて、「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って適正に処理を行います。

### 3) 行政の役割

～ごみの減量化に関する意識の高揚と行動の促進のために～

ごみ減量等に関して、意見交換会や施設見学会を開催し、参加を促すとともに、広報・ホームページ等による情報提供を定期的に行います。また、地域・団体等の主体的な学習会開催を推進・支援します。

～ごみの発生（排出）抑制と再利用の推進のために～

自らが率先して極力ごみを出さないワークスタイルの確立を心がけるとともに、ごみの減量化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。

～循環資源の高度利用の促進のために～

自らが率先してリサイクル活動に取り組むとともに、ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、市民・事業者が自ら行うリサイクル活動等の支援を積極的に行います。

～安全・安心なごみの適正処理体制の確保のために～

ごみの適正な処理体制の維持・整備に努めるとともに、市民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、再利用・環境保全に配慮した処理システムを長期的・安定的に確保していきます。



## 4.2 ごみ処理基本計画の推進体制

### (1) 市民・事業者・行政の組織体制の活用

#### 1) 江南市廃棄物減量等推進協議会

市民、事業者、行政からなる「廃棄物減量等推進協議会」により、市は発生抑制・資源化・廃棄物処理に係る情報などを提供し、各主体がそれぞれの立場で意見交換を行い、適正なごみ処理に向けての共通認識を形成、普及していきます。

#### 2) 江南市廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、環境問題やごみ処理に関する知識を持つ人、あるいはこれらに関する講習を受けたものに委嘱し、推進員はごみの減量化に向けた各種活動を行います。

### (2) 庁内組織体制の確立

廃棄物の減量及び適正処理を長期的かつ総合的に進めるとともに、各部の相互連携により横断的な事業の展開を行うため、必要に応じて、廃棄物減量対策委員会およびリサイクル推進委員会を開催していきます。

### (3) 広域処理体制の強化

現在、可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ等は、江南市、大口町、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合において処理を行っていますが、今後もこの関係を維持していくことが望ましく、関係市町で計画内容の食い違いが生じないように相互調整を行い、さらなる広域的な処理体制についての検討も行っていきます。

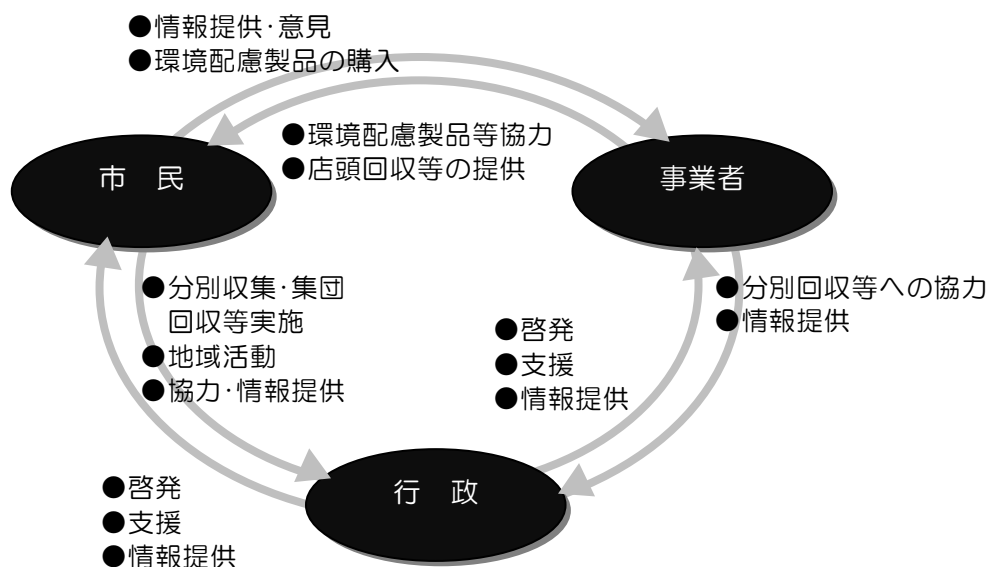


図 4.1 計画の推進体制